

平成26年士幌町議会第4回定例会

1 議事日程第2号

12月15日(月曜日)午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	一般質問
1	出村 寛議員-電気料金値上げについて
2	中村 貢議員-老朽化した公共設備の整備について
3	大西 米明議員-人口減少対策について
4	細井 文次議員-教育委員会制度改革
5	清水 秀雄議員-国保病院について
6	飯島 勝議員-公共施設の利用料について
	飯島 勝議員-農業貨物自動車の車検延長について
7	森本 真隆議員-除雪に対する今後の対応について
8	服部 悦朗議員-農家戸数・農家人口の減少について
	服部 悦朗議員-高齢者対策について
9	和田 鶴三議員-子育て制度について

2 出席議員(12名)

1番 秋間 紘一 2番 飯島 勝 3番 森本 真隆 5番 細井 文次
6番 出村 寛 7番 服部 悦朗 8番 清水 秀雄 9番 中村 貢
10番 和田 鶴三 11番 大西 米明 12番 加藤 宏一 13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志
町民課長 波多野 義弘 保健福祉課長 大森 三宜子
産業振興課長 高木 康弘 建設課長 増田 優治
道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長 高橋 典代
病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文
子ども課長 高橋 典代 消防署長 荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 参与 笠谷 直樹

教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人
 高校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 1 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、 和田鶴三議員及び11番、大西米明議員を指名いたします。</p>
	2	<p>日程第2、一般質問を行います。 順番に発言を許します。 質問順位1番、出村寛議員、電気料金値上げについて町長に質問を 行います。</p>
	出村議員	<p>おはようございます。質問に入る前に、このたびの町長の5期目の 当選まことにおめでとうございました。町民の方々が住みやすいまち づくりにますます活躍されますことを期待申し上げます。本当におめ であうございました。 それでは、早速5期目の町長に質問をさせていただきます。電気料 金値上げについて質問いたします。電気料金値上げは、昨年9月から と今年11月からの2年連続で、今年は昨年を大幅に上回る値上げとな った。値上げ幅は、家庭向けが平均15.33%だが、電力需要の多い冬 場の激変緩和策として来年3月末までは同12.43%に抑えるとしてい るが、4月以降については緩和策がなくなり、もとの15.33%とされ る。需要家である家庭や事業者にも節電はもう限界、これ以上の負担 は死活問題と言われております。北海道電力の電気料金再値上げの影 響としては、札幌は年間の負担増の試算額は25億6,000万円と試算さ れておりますが、本町においてはどのくらいの負担増となるのか。</p>
		<p>また、あわせて北電より料金が安価な新電力と呼ばれる業者から既 に電力を購入しているのは4市あるが、本町は新電力から電力を購入 する考えがあるのかお伺いいたします</p>
	加納議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
	小林町長	<p>それでは、出村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いま</p>

す。

ただいま出村議員から指摘のとおり、北海道電力は昨年9月と今年11月に電気料金を値上げし、各事業所や家庭などは大きな負担を強いられることとなりました。特に冬期間は、暖房や照明などの電気消費量が増加するものであり、住民生活への影響は非常に大きなものがあると考えているところであります。3.11東日本大震災以降電力需要期における節電取り組みを継続している経過から、節電も限界の状況にあると推察しているところであります。

質問であります電気料金の再値上げの負担増についてであります。平成25年度の各会計における電気料金の総支出額は9,011万4,000円となっており、電力の契約内容によって値上がり率は変わるものでありますけれども、負担増分は1,402万8,000円と試算をしているところであります。なお、防犯灯照明につきましては、昨年度からLED化を進めているところであり、今年度の事業をもって85%程度がLED化されることから、金額では単純比較できないことから試算に含めていないことを申し添えさせていただきます。

次に、新電力の購入についてであります。新電力の購入が可能な高圧電力契約の町有施設は17施設であり、北海道電力との比較では202万9,000円の削減となる試算をしているところであり、施設管理費の節減に向け、新年度からの新電力契約に移行すべく検討を行っているところであります。

以上、出村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
出村議員

再質問があれば許します。6番、出村議員。

答弁によると、契約に移行すべく検討を行っていくということでありまして、新電力は約1割前後ぐらい安くなるのではないかとされているのでありますけれども、少しでも安いのであればそういった契約をしていただきたいと、そんなふうに思います。

ただ、管内では音更町がもう既に電力を導入しているということで、あと帯広市を初め各町村というのは本町と同じ検討中、あるいは今後検討ということで、大半のところは前向きに考えているようではありますけれども、ただほぼ管内そういった新電力を導入すると安定的に供給がされるのかどうかというのが一番懸念されるのではないかと思いますけれども、検討材料の中にも入ってくるのではないかと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

これから新年度の予算編成の時期に入りますけれども、予算編成の中で検討していきたいというふうに考えているところでありますけれども、昨年の春から新電力への移行については業者から提案等があった経過があるのでありますけれども、1つは本町は電気を購入するというのとあわせて、バイオガス等々再生エネ

ルギーとしての売電をしているということもありますから、特に昨年はバイオガスについて新たに売電を開始するというようなこともあって、それに影響があるのかどうかということがあってちょっと保留にしていたところでもありますから、ゆえにバイオガス等の売電に影響あるのかということと、それから今出村議員が申し上げたとおり安定的に供給が続けられるのかどうかということをも十分検討しながら、予算編成の中で導入すべく、移行すべく検討を行ってまいりたいと思います。

加納議長 再質問ございますか。6番、出村議員。

出村議員 次に、本町の太陽光発電についてちょっとお伺いいたしますけれども、私なりに今年は日照時間が長く、当初の予算というのか、予定よりある程度発電額が多くなっているのではないかなと、そんなふうに思うのですが、その辺はどのようになっているのかお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 昨年度の内容については、それぞれ議会にも報告してあるとおりでありますけれども、今年度の状況については産業振興課長のほうから現在の状況についてまずお答えをさせていただきたいと思っております。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長の高木よりお答えをいたします。

振興課長 中土幌太陽光発電所でございますけれども、昨年11月から発電を開始しておりまして、これまで1年ちょっと過ぎたということで、この1年間の発電量についてなのですけれども、計画発電量が117万kWを予定おりました。それに対しましてこの1年間で149万kWということで、2割増ぐらいの発電をしてきているというのが現状でございます。

以上であります。

加納議長 ちょっと金額を、大体わかりませんか。

高木産業 売電金額につきましては、税抜きで申し上げますと5,900万円ぐらいの額になります。

加納議長 再質問ありますか。6番、出村議員。

出村議員 5,900万円ぐらいの増額というか、予算よりではないですね。

(何事か言う者あり)

出村議員 2割ぐらいふえたということで。

それで、道は低所得層向けの対策として福祉灯油制度を活用し、例年道が希望する市町村に対し上限100万円の補助金を交付しております。道は、今後補助金の使途に電気料金負担も含むとの見解を市町村に通知するとのことですが、本町も通知されていると思うのですが、このことにより市町村は今後灯油購入費として支給する現金に電気代の値上げ分を上乗せするなどの対応が可能になると思っております。

が、先ほどお伺いいたしました太陽光による発電額もあわせて高齢者、また低所得者に対し助成を行ったらいかがなものかお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 灯油の値上がりに対する道の補助金としては、地域づくり交付金の中に算定がされているわけでありますけれども、これまで50万円が算定されたのですけれども、実際には本町も400万円ぐらいの支払いにはなるのですけれども、50万円見るということでありますけれども、今回今申されましたように電気料の値上げに伴って100万円にするということなのでありますけれども、本町としてはいろいろ関係課とも協議の結果、今までオール電化の住宅については対象としていなかったのですけれども、当面今年度オール電化等についても対象として、追加の支払いをしていきたいというふうに思っているところでありますけれども、ただ灯油だとか電気については、高齢者等扶助事業も含めて来年度以降は全体的にもう少しできれば所得の低い人に集中ができないかどうかという視点も持ちながら検討してまいりたいと思っています。

加納議長 6番、出村議員。

出村議員 わかりました。

節電などの努力を吸収し、公共料金の値上げは行わないというふうに札幌市はしているのですけれども、本町はその電気料金の値上げ分公共料金に転嫁していくのか、転嫁しないのか、その辺お伺いいたします。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 今回選挙があったのでありますけれども、消費税も増税も1年半延ばすという状況もあるのですけれども、昨年度は5%から8%に上がった分については転嫁をしないできたのでありますけれども、今の変動、生活面の変動もそうでありますけれども、消費税にかかわる動向もちょっと不安定なという中では当面転嫁するのは難しいだろうということでありますけれども、いずれにしても行革の中でもう少し検討はしていきたいと思っておりますけれども、直接転嫁するのは難しいだろうという認識を持っているところであります。

加納議長 再質問、6番、出村議員。

出村議員 わかりました。

これで最後の質問とさせていただきますけれども、これは新聞社が電気料金再値上げに関する市町村アンケートをとったことなのですけれども、各市町村ともこれまで積み重ねてきた節電、省エネを今後とも徹底する構えではありますけれども、それでも限界が生じ、基金の取り崩し、あるいは電気代値上げ分を公共料金に転嫁しなければならぬと迫られる市町村もあります。本町も既に節電、省エネに加え、

再生エネルギー導入などで対策はされておりますけれども、今後もこのような値上がり続くと本町も限界が生じてくるのではないかなと思います。限界が生じないうちに緊急に国に対し地方交付税など財政支援を要望されてはどうかお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 先ほど申し上げましたようにできる限り経常経費を削減をしていくということとあわせて、新電力に切りかえていく等々の努力とあわせて、ぜひこれらの経費について交付税の中に算入できるよう今後もいろんな機関を通じて国に対して要望してまいりたいと思います。

加納議長 以上で出村寛議員の質問を終了いたします。

中村議員 質問順位2番、中村貢議員、老朽化した公共施設の整備について町長に質問を行います。

町長に老朽化した公共施設の整備について質問させていただきます。

老朽化した公共施設は、公表によりますと建設から30年以上を経過した公共建物は30%、それから橋においては24%となっております。また、市街地の生活道路においても改良率及び舗装率が90%を超えているということですが、実際の生活道路は長年の凍上によってでこぼこで、非常に危険な状態になっている箇所が多数見受けられます。特に市街地における生活道路は、災害発生時の避難場所に向かう重要な道路となっております。本年も耐震補強工事や屋体施設つりもの落下対策調査設計委託、橋梁においては平成21年度より点検調査をして橋梁長寿命化修繕計画を策定したとのことではありますが、これら施設の維持管理や更新には多額の費用がかかることが見込まれ、公共インフレの老朽化対策が急務であると思われませんが、町長の所感を伺います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

現在高度成長期以降に集中的に整備された公共施設の老朽化については、全国的な問題となっているところであります。本町においても過去に建設された建築物や道路等の公共施設の多くが今後更新時期を迎えようとしているところであります。町といたしましては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担の軽減を図り、公共施設等の適切な維持管理を実現することが必要と考えているところであります。

現在建築物については、地域防災計画及び耐震改修促進計画や住生活基本計画に基づき事業推進を行っているところであり、学校施設であるとか役場庁舎の耐震化、公営住宅の建てかえ、廃止などを優先順位を決めながら進めているところであります。

それから、道路についてでありますけれども、本年度道路のストッ

ク総点検を行い、道路附属物の安全確認を進めており、特に平成27年度からは橋梁の長寿命化修繕計画をもとに随時橋梁の修繕を実施する予定となっております。本町では、災害発生時などの災害に対応した避難予定所までの避難経路に関して地域防災計画の中で定め、国道、道道、主要町道を重要路線として位置づけて整備を進めているところであり、現在は円滑な避難路として確保されておりますが、市街地の生活道路においては住居が密集し、敷地も狭いことから、思うような整備が進んでいないのが現実であり、特に簡易舗装区間については凍害の影響を受け破損が目立っているものの、これらの整備に充てる適債事業がなく、財政的に苦慮しているところであります。

今後想定される公共施設あるいはインフラ等の老朽化に対応するため緊急性、重要性を十分検討しながら、長期的な視点を持って取り組んでまいりたいと存じますので、理解をいただくようお願い申し上げます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。9番、中村議員。

中村議員 まず初めに、市街地の道路整備の老朽化について再質問させていただきたいと思っております。

改良率が95%、それから舗装率が92%ということで報告を受けていますけれども、老朽化の問題というのはいわゆる簡易舗装なのです。特に生活道路、砂利がせいぜい10から20cm、それから舗装が1層か2層ということで簡易な生活道路を今問題視を私にはしているところでありまして、実際に生活道路のそういう箇所が何カ所あるのかまずお伺いしたいと思います。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 それでは、具体的なkm数については建設課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長 建設課長。

増田 建設課長。中村議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。建設課長の増田でございます。

先ほどの市街部の町道認定延長につきましては、延長が約49.2kmのうち改良延長につきましては46.8km、改良率は95.1%でございます。舗装済みにつきましては、延長が45.5kmで舗装率は92.5%でございます。そのうち舗装率につきましては、高級舗装につきましては32.4%で、簡易舗装は60.1%となっております。

以上でございます。

加納議長 再質問、中村議員。

中村議員 今回の答弁は、実際に報告書を見て知っているのですけれども、要は今私がお聞きしているのは、その中で実際に簡易舗装というか、先ほど言った砂利が10cm程度、それから舗装が1層で、そういう箇所が

今非常にでこぼこで、冬期間の凍結でひどいのです。その箇所が何力所あるのかという質問なので、その辺質問と違うので、再度お答え願います。

加納議長
増田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田からお答えさせていただきます。

危険箇所につきましては、箇所数というのは正直無数でございます。今言ったようにおおむね舗装の3分の1が高級舗装で、残り3分の2が簡易舗装となっております。一応うちの対策といたしましては、危険箇所については凍上が起きた場合砂袋等で、あと舗装の補修等で対応しております。また、先ほども町長の説明でもあったのですが、より危険箇所といたしましては道路用地が幅が狭くて、救急車や消防車、除雪車等の大型車が入りづらいいわゆる2間道路というものがございまして、その延長については一応1,650m程度ございまして、これは、市街部の道路延長といたしましては大体3.4%ぐらいでございます。

以上で説明を終わります。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

無数にあるということですが、特に私がいつも思っているのは、町長も恐らく通勤で歩いて、ここはひどいなというので理解されていると思うのですが、毎年凍結が進んでいきますとかなりひどくて、今課長のほうからも砂袋等で補修ですか、していると申すけれども、実際にマンホールだとか、それから雨水ますとかありますと、それを境に当然その箇所が非常に傷むと。毎年ひどくなると、土のう袋で苦労されて補修されているのわかるのですが、実際今結構軽だとかお年寄りで車の方もいらっしゃいますし、特に高德ですか、あの辺の近辺については非常に車の通りも多いということで、何回か危険な状態を見ております。ですから、何とかそれらをしなければいけないと思っていますし、それから敷地の問題です。確かに住宅も全部張りついていて、いわゆる2間道路というのは3m60ぐらいですか、そういう箇所も何力所か確かにあります。ただ、それも実際は夏場はいいのですけれども、冬場です。特に除雪となると本当に厳しい状態があると。だから、塀のところは塀でもう既に決まっているところはやむを得ないと思いますけれども、やっぱりその辺は例えば簡単に今建物建っていないところであれば何らかの工夫をして安全策を講ずるとか、いろいろな方法がありますけれども、とりあえず今町長にお伺いしたいのは、現実に町のほうも今の課長の報告によりますと無数にあって、3分の2ぐらいは何かしなければ、そういう箇所があるということなので、秋の町づくり懇談会にはなかなか、前には要望は出ていたのですけれども、言っても仕方がないかという諦めがあるのかもわかりませんが、最近は出ていませんけれども、実

際にはかなり危険な状態を把握していますので、その辺について町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

確かに基幹道路については、いろんな国の補助事業等も使いながら公共事業としてやっているのですけれども、あと一般的な道路については財政的なこともあって簡易舗装でやっているということがあって、どうしても砂利だとか舗装が薄いということがあって、その年の気候にもよるわけでありましてけれども、傷みもあるということで、それぞれ懇談会等々に出されたものについては町としても緊急的な対応をしながら、部分的な補修等を行ってきているところでありましてけれども、今中村議員が言われたように町としても一回全体的に、全部を改修はできないのでありますけれども、少し全体的に道路状況を押さえながら、通行状況、あるいは住宅の張りつき等々も考慮しながら、重点的に整備をするものは整備をしていくということがありますけれども、ただ農村部の道路については道路としての補助もあるのでありますけれども、農業でやれるという道路もあるのでありますけれども、市街地の道路についてはなかなかいい財源がないということでありましてけれども、その財源対策も含めて今後重点的に道路の状況の把握をしながら、特に安全性の確保については取り組みをしていきたいと思っております。

加納議長
中村議員

再質問があれば、9番、中村議員。

今前向きに検討されるようでありましてけれども、実際に先ほどの最初の質問で言っていますけれども、災害時の特に高德地区、限定してちょっと申し上げさせていただきますと小学校が避難場所になっていると。となりますと、どうしても今言った生活道路のひどい場所を通らなければいけないということが現実でありますので、確かに適債事業、いわゆる補助事業、要するに町の単独のお金を使わなければならないということで非常に苦しいのはわかりますけれども、やはり事故が起きてからということでは遅いので、前向きな検討をしていただいて、ぜひ直していただきたいと思っております。

それでは次に、老朽化した建築物が30%あるということでありましてけれども、あわせて特に急を要する建築物があるのか、何力所あるのか伺いたいと思っております。

加納議長
小林町長

町長。

耐震でいけば本町も従来から学校等については耐震化が終了しているということでもありますし、現在は町の防災拠点である役場、コミセンを国の緊急防災対策債という起債を使いながら今年と来年で改修をするわけでありましてけれども、あと個々の公共施設についての耐震等の老朽化の状況については、建設課長のほうから申し上げさせていただきます。

加納議長	建設課長。
増田	建設課長、増田からお答えさせていただきます。
建設課長	老朽化した建築物といたしまして土幌町の公共建築物でございますが、まず学校が10カ所、また特定建築物といたしまして認定こども園、特老、病院、役場庁舎、プラザ緑風、ゲートボール場が6カ所、あと特定建築物以外の避難時の収容施設として公民館施設を含んだ14カ所、合わせて30カ所ございます。その中で建ててから30年以上たっている建物が13カ所ございます。その13カ所のうち、おおむね6カ所改築を行っております。それにつきましては、中土幌小学校、北中小学校、土幌高等学校、認定こども園、役場庁舎、コミュニティーセンターでございます。公民館につきましては、まずは重点的に小学校や病院施設などの特定建築物を先に行き、あと避難収容施設である公民館等につきましては今後改修をする予定となっております。
	以上でございます。
加納議長	再質問あれば。9番、中村議員。
中村議員	全部で30カ所あると。その中で30年を経過した建物が13カ所あると。それから、そのうち6カ所が終わっていますよと。残りですから7カ所ですか、これらも耐震図ると思います。今この中には団地ですか、ああいうのは入らないのですか。公営団地というか、公営住宅というのが入らないのかお聞きしたいと思います。
加納議長	建設課長。
増田	今言った中では団地、公営住宅等を入れておりません。そちらのほうは、住生活基本計画のほうで基本的には建てかえなどの改修計画は持っておりますが、今返答した数値には加味しておりません。
建設課長	
加納議長	9番、中村議員。
中村議員	今一番私が心配しているのは公営住宅、かなりひどいです。当然入っていない箇所もあって、鍵はかかっているのかとか、窓が割れていないのかとか、老婆心ながら見て回っているのですけれども、今のところその辺についてはしっかり管理はされているようなのだけれども、特に今の時代何かがあるかわからないので、そういう古い危険な箇所について、そこもぜひ入れるべきではないかと思うのですが、それと残りの7カ所ですか、これも本当に急を要する建物でないと、要は災害あってもそんなに今のところは心配ないということだとは思いますが、今言った団地、公営住宅、公営団地だとかその辺についてもやはり考えなければならぬ時期に来ていると思うのですけれども、その辺について町長の考えを伺いたいと思います。
加納議長	町長、答弁願います。
小林町長	まず、公営住宅についてでありますけれども、公営住宅は昨年住生活環境基本計画も策定して、これに基づいて一部公営住宅については建てかえをする、あるいは廃止をするということでありまして、

当面今年度、来年度に向けては、若葉の公営住宅の古いものについては建てかえとして高齢者住宅に変えていくということでありすけれども、あと全町的には古くなったものについては政策空き家をしているわけでありすけれども、改修できるものは改修するのですけれども、建てかえとしても使用できないものについては政策空き家として廃止をしていくという、そういうふうにしなから、いい住宅を確保していくという努力は町としてはしていきたいと思ひます。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

住生活基本計画ですか、それにのっとしてやっているとことなので、あれなのですけれども、とりあえずそういう古い建物、誰も入っていないところにはそういう心配があるので、絶えず見回ってあるだとかの調査をぜひ続けていただきたいと思ひます。

次に、老朽化した橋梁、これが24%と、それから198カ所あるということ、町としては長寿命化修繕計画の作成が終わったということでありす。その中身についてなのですけれども、私自身としては当然橋梁ですから、もちろん橋台もそうですけれども、その下の橋脚だとかその他いろんな調査をする箇所があると思ひますけれども、その長寿命化計画の内容を教えていただきたいと思ひます。

加納議長
小林町長

町長。

一応国の指導に基づいて橋梁の改築計画も策定しながら進めていますので、建設課長のほうからお答えいたします。

加納議長
増田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田からお答えさせていただきます。

橋梁の長寿命化計画についてでございますが、これについては平成24年に点検業務を行っております。その中で、一応その後橋梁の現状把握、また点検結果について公表を行いまして、平成25年度に長寿命化修繕計画を策定し、27年に向けて改修を予定しております。

内容といたしましては、全体で201橋ございまして、それをA、B、C、D、Eの5段階のランクに分けまして、その点検健全度を調べております。A、B、Cの3ランクにつきましては、損傷が低いということもございまして経過観察をしている状況でございます。そのほかDランク、Eランクにつきましては、損傷がある程度あるということで修繕計画で上げております。Dランクにつきましては37橋、また一番悪いEランクについては1橋、合わせて38橋でございますが、それを修繕計画で10年間かけて補修するということでございます。

損傷箇所につきましては、Eランクの1橋につきましては主桁の端部が一部破損しております。一応点検業務では、主桁が破損している場合は無条件でEランクという形になっております。そのほかのDランクの橋梁につきましては、橋面防水とか、昔の橋でございますので、余り橋面防水等を行っていないため凍上によってある程度ならしコン

クリート等が破損していると。あとは地覆が壊れていたり、高欄が壊れていたり、今すぐ橋梁が壊れて道路の通行上問題になっているというほどの重症ではないのですけれども、一応町といたしましては先ほど言ったようにDランク、Eランクについて早期に修繕したいと考えております。

以上でございます。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今課長のほうから詳しい説明をいただきましたので、そのとおりだと思いますけれども、やはり一番今思い出されるのは上士幌町で起きた災害のときの事故です。それと、士幌町では朝陽橋ですか、33号の朝陽橋が災害で下が洗掘されて、また橋台の出口、それから入り口で侵されたということで、その辺の修理をされたという経緯がありますけれども、やはり一番おっかないのがそういう今38カ所ですか、あると。それを10年計画で直すと。特にEランク1カ所ということで、そこは重点的に直していただけたらと思うのですけれども、その直す前に大きな災害が来てしまえば今言ったように大変大きな事故につながるということなので、それについては早急に対応していただきたいと思います。

最後の質問といいますか、最後なのですけれども、こういう老朽化した公共施設、これは町民の安全、安心を守る意味でも正確なデータに基づいた管理の徹底と適切な補修計画の策定が不可欠であると思われます。また、予算においても特に本町は過疎債の枠から外されて、また交付金も削られている中で大変厳しい財政状況だとは思いますが。ですから、このような問題は別に我が士幌町だけでなく、十勝管内はもとより全道、全国的な大きな問題であると思います。特に町長は町村会の副会長ということでもありますので、老朽化公共施設整備にかかわる予算を道だとか国なりに計上してもらえるようにぜひ町村会にも問題を提起していただきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

今中村議員から主に橋の話があったわけでありましてけれども、学校施設等についても現在落下等の危険なものについては改修をしようということで、先般の議会で予算を提案させていただいて、今年度点検作業を行うわけでありましてけれども、いずれにしても橋あるいは学校、建物も含めてでありますけれども、安全については、財源ということもあるわけでありましてけれども、万全を期していかなければならないということで、そういう視点で町としては取り組みたいと思いますけれども、これまでも特に橋の場合も長大橋であれば莫大なお金がかかるということもありますから、国の技術的な指導とあわせて財源確保についてこれまでも開発建設部等を通じて申し上げているのでありますけれども、今後とも国の支援については町村会等も通じて強力に要

請をしまいにしたいと思います。

加納議長

以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、大西米明議員、人口減少対策について町長に質問を行います。

大西議員

風邪を引いていますので、ちょっとお聞き苦しいかと思いますが、お許しいただきたいと思っております。それでは、町長に人口減少対策についてお聞きをいたします。

民間有識者がつくる日本創成会議は、現在のペースで地方から大都市への人口流出が続けば2040年までに自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性があるとして警鐘を鳴らしました。減少率の高い自治体に衝撃が広がり、子育て支援、移住、定住促進など対策を進める自治体もあります。今回の発表から半年が過ぎましたが、土幌町の今後の対策について町長にお聞きいたします。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ただいま大西議員がおっしゃいましたとおり、民間有識者でつくる日本創成会議、増田寛也元総務大臣が座長をしている組織でありますけれども、の人口減少問題検討分科会というところが2040年の人口推計を発表しましたが、その内容によるとまず全国的に見ると2010年の人口が1億2,800万でありますけれども、これが1億700万程度にまで16%ぐらい下がるということでありまして、北海道でいけば2010年には550万でありますけれども、それが419万ということで23.9%ということでありまして、それから、本町についての推計でありますけれども、2010年の人口が6,416人でありまして、推計では3,927人ということで38.8%という推計がされているところでありまして、人口が減少することとあわせて都市圏への集中がさらに顕著になるものということで報告されているところであります。

また、2010年から2040年の30年間で子供を産む中心的な20歳から39歳の若年女性が半減する自治体を消滅可能性都市と定義をしているところであり、全国では896団体、十勝管内においては本町も含めて13町が該当するという推計であります。この発表を受けて人口減少問題がにわかにクローズアップされる中で、国はもとより都道府県あるいは市町村においてもその対策が検討されようとしているところであります。

本町における人口についての動向でありますけれども、特に農村工業の導入、あるいは福祉施設の設置などにより昭和55年以降は安定した人口で推移してきたわけでありまして、過疎地域の指定の対象外にもなっているところでありますけれども、近年は減少傾向となり、その対策として認定こども園であるとか子育て祝金制度等の子育て支援

とあわせて、民間賃貸住宅の建設促進を初めとする住宅対策などの取り組みを行っているところであります。さらに、毎月の人口動態を整理をしているところで、本年10月からは転出者動向アンケートも行い、これらも分析をしていく予定であります。

今後の対策でありますけれども、平成28年度にスタートとなる第6期の町づくり総合計画を平成27年度に策定するものでありますけれども、それに先駆けてその基礎調査として人口農業経済動向調査を今年度行っているところであり、さらにこの調査と連動しながら、庁内の三役あるいは管理職10名で構成する政策推進調整会議のメンバーに北大、帯広畜産大学などの大学教授など専門家を加えた地域創生研究会を組織して、検討を行うこととしているところであります。

国においては、まち・ひと・しごと創生法案が成立して、人口減少の歯どめ対策を含めた長期ビジョンの策定に向けて人口の現状、動向を現在分析中であり、長期ビジョンを受けながら5カ年の政府目標、施策方向が示される総合戦略が立てられるわけでありますけれども、これらを注視しながら、本町においても総合的な施策の展開を推進してまいりたいと存じます。

定住人口の安定対策は、今後のまちづくりにおける重要な課題として認識しているところであり、雇用の拡大を初め子育て、教育環境の充実、あるいは医療、住宅などの生活環境の快適さ、あるいは安全性の向上とあわせて、さらには婚活の支援などさまざまな取り組みを関係機関、団体と連携しながら積極的に推進してまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

ここで11時5分まで休憩させていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

加納議長

それでは、そろいましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば、11番、大西議員。

大西議員

町長の答弁では、28年度から始まる第6期町づくり計画のためにいろいろ資料を集めながら、今は地域創生研究会を組織して、それを集めた中で研究をしていきたいということだと思っておりますが、このメンバーを見ますと三役、管理職10名、それに大学教授の専門家を加えてということなのですが、私が懸念するのは、この間セミナーをやったときに某大学教授の講演を聞きました。大学教授というのは、どうも前の竹中平蔵さんみたく経済学者でもいろんな考え方があって、どうしてもその人がなると自分の持論を押しつけて、ほかのやつを排除したいという格好になるのだと思うのです。この間の大学教授の話聞い

ていてもちよつと極端過ぎるなど、話が。再生可能エネルギーを100%にすれば雇用が1万6,000人ふえる、そんな100%再生可能エネルギーが北海道で可能なわけではないのです。それは理想かもしれませんが、水力発電もあるだろうし、火力発電もあるだろうし、それを全部ゼロにするということは、それは行く行くはできるのかもしれませんが、今それを話しても何の検討の材料にもならないと思うのです。

そこで、三役と管理職10名でそういう大学教授の話を聞いたときに、こっちからの意見よりは向こうからの押しつけみたいな話が出たときに反論できるだけのこっちで知識を持ってやれるかという問題なのです。だから、私は、これは庁舎内で学者や何かよりはまだ民間人、議会、いろんな組織を動員して、地域の理解している人たちにそういういろんなことを案を出してもらってつくっていったほうが、そこである程度煮詰まってから大学教授にこういう案が出たけれども、こういう問題があるのだと、だけれどもこれをどういうふうクリアするのだ、したらいいのだというような意見を求めるのならいいけれども、初めから1つのテーブルで大学教授を入れてやってしまうと、それはちょっと、自分の意見をどうしても通したがりますから、大学教授というのは。だから、太陽光発電も北海道では500億円しか、全国から2,000億円の材料が来ているので、北海道で全部つくれば何ぼの経済効果がありますよとかというあのときも発言していましたが、極端過ぎるです。全部北海道で太陽光つくれるかといったら、それは無理なのですし、それを押しつけられて、そしたら土幌町みたいなこういうところでその先生の理論をクリアできるかといったら無理だと思うのです。ですから、ぜひ組織もこれだけでいかないと思いますけれども、もう来年の4月から28年度の6期の計画に入らないとならないと思うのです。ですから、今回は重点的にやっぱりこの人口流出についてどうしたらいいのだということをやっているといかないとだめだと思うのです。そのためには民間の意見を聞く、そういう組織はどういうふうにつくっていくのかお聞きします。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。

大西議員のおっしゃる趣旨はわかりました。必ずしも大学の先生の論文どおりってうまくいくとは私も思っていないのでありますけれども、日程的には今年度26年度中に一応調査をやって、総合計画の策定というのは27年度1年で28年からの計画を策定するのでありますけれども、この基礎調査はバイオマスリサーチという会社に委託をさせてやっているのですけれども、その中に職員の研究もやるのでありますけれども、その中に大学の先生も2人入っていただいてやるということでありまして、いずれにしてもそういう中で資料を集めながら、大学の専門的な分析もしてもらいながら、一定程度の報告書とし

てまとめながら、町民の皆さんのいろんな分野から、また議会はもとよりでありますけれども、いろんな意見を聞きながら対応していきたいということですから、そういう取り組みをするのでありますけれども、必ずしも今大西議員が言ったように大学の先生に丸投げしてやるつもりはないので、そういうことはご理解いただきたいと思います。

加納議長 再質問あれば、11番、大西議員。

大西議員 私は、同じテーブルの中に大学教授がいるとなかなかこっちの意見は通らなくなってしまうので、そこを論破するだけのこっちの知識がないので、大学教授に勝てるほどの。ですから、そうなると向こうの言いなりになってしまうので、そういうこっちのつくったものを出すというのは私の言った意見と同じだと思っております。それと、あとは町民や議員の意見を聞きますよということは、そういう組織をつくるのか、ただいろんなところで聞いたやつを総合的にこの10人と三役3人で話を聞くのか、その辺はどうなのですかと聞いているのです。

加納議長 町長。

小林町長 まず、本町の先ほど申し上げました人口の動きと、最近減少しているということが自然増減と、それから社会増減とあるのですけれども、それらをしっかり分析をしながら、町として取り組む方向はこういう方向だということを一定程度できた段階で町民の皆さんや議会、あるいは町民の皆さんにもいろんな形で、総合計画は特に町民会議の皆さんがかかわっていただくのでありますけれども、そういう場面でも提供して、いろんな意見を聞いていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 町民会議は、町長の諮問機関でありますから、そこは聞くのはいいと思うのです。ですけれども、あの団体に入っている人だけが地域代表みたいな人もいますけれども、それが地域で代表になって行っているのかどうか分かりませんが、それよりはそういうことにたけた人、だから町長がここでこれからもやっていこうとしている雇用の拡大、子育て、環境とか、そういう部門ではそういう有識者を集めた、有識者というか、それに理解ある人たちだけの組織をつくって、今回は抜本的にきちっとやらないと、町民会議だけにお任せして、町が資料を出して、町民会議の人がそれを見て、多少の手直しはあるけれども、今まで見ているとそれほどの手直ししてないのです。町職員が書いた文章に同意していくみたいな格好で、そこで同意もらったから町長は町民の理解を得てもらったというような形になってきているのが常々ですから、そうではなく、これ町の存亡にかかわることです。

それで、今も町長言われるように昔は子供が生まれて、自然増が多かった。プラスになって、社会的減少よりは多かった。今年14年度だけで自然的増減がマイナス34、それから社会的増減がマイナス63、合

わせて97の減になっているのです。ですから、これからは自然増というのはなかなかこの少子化の中では難しくなっていて、それを昔に戻すとすればどうするかとか、そういう話をどこかできちっとした町民会議でなくそういう団体をつくって話し合いをしていったほうがいい話が出てきて、やはりみんな真剣に思わないとだめだと思うのです。今回民間の有識者といいながら、増田総務大臣、もとは岩手県知事でしたか、それだけのいろんなことをやってきた人が座長として、国の人口の推計のところを資料としてつくったものですから、ですから私はそういう組織をきちっとつくってやらないと、そして責任持ってもらって意見を出してもらう。そこで意見を出しても、民間人ですから、これは法律でこうだめなのだよというような意見を言うてしまうと、どうしてもそういう話が小さくなってしまいます。ですから、どうしても役場の職員、行政マンって大方そうなのですけども、何かこれをやったら町民のためになるのだけれども、どうですかと言うと、こういう問題がある、こういう法律がある、こういうことがあるからやっぱりできませんということ、そういうの往々にありますから、うちはそういうことないと思いますけれども、やはりそういう問題があってもこれをクリアして、これもクリアして、この法律を国と折衝してこれをやれば町民が喜ぶということであれば前向きに少しみんなで話し合っていないと、今回のこの人口の減はなかなか庁舎だけでやっても難しいのだと思うのです。だから、ぜひ町長、組織何ぼでもいいのです。いっぱいつくって、そこからいろんな意見を出してもらうことが私はその中にいい案が出てくると思うのです。町民会議だけでやると、そういうことでなく、ぜひつくってほしいのですが、どうですか。

加納議長
小林町長

町長。

現在そういう形でとりあえず進めているのですけれども、人口問題対策というのは子育て支援対策とあわせて今後私も第5期目の町政の中でも極めて重要な取り組みだというふうに思っているところでありますから、ぜひ今大西議員がおっしゃったように今の検討だけでなく、幅広く効果的な意見等、提案等を出していただくような取り組みをしっかりやっていきたいと思えます。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

増田座長が大都市に流出するやつをその地域の言ってみれば拠点都市にとめることを考えたらどうなのだと。そうしないと、札幌だ、東京だへ行ってしまうものはなかなかあれだけれども、ここでいう帯広だとか音更、4万人以上のまち、町村でとめられるような方策もそのまちと連携してやらなければならないという発言をしていましたけれども、定住自立圏構想がありました。それで、2009年ですか、もう5年前、まさに町長の4期目の真っただ中の中にその構想があって、帯広

市と十勝郡部全部の町村が入って、国からも毎年士幌町は1,000万円ぐらいですか、交付税措置されていますけれども、約5年間続いていますけれども、この自立圏構想の中で5年間で士幌町がどうなったのか。それを活用して何か流出の歯どめになったのかということをお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

今お話がありましたように増田元総務大臣の考え方というのは、新聞でも書いているのですけれども、岩手県であると例えば盛岡を中心都市としてそこに集めて、そこを中心にやっていくということなのですけれども、十勝でも例えば帯広がやっぱり定住自立圏でも中心になるのですけれども、必ずしも帯広に集中するということだけでなく、連携をしていくということで進めていくのでありますけれども、今の定住自立圏もスタートして3年目になるのですけれども、財政措置がされるのと、定住自立圏も含めて今帯広市あるいは町村会が連携をしながら十勝一本でいろんなものをやれるものはやるということで、具体的に言ったら例えば消防の広域化も含めてやるのでありますけれども、そういう少し連携を進めてやるということについては十勝全体でいろんなことで進みつつあるということなのですけれども、今後さらに帯広市に集中する、札幌に集中するようなことでなくて、十勝圏全体として相互の効果を発揮できるように、そういう取り組みになるように私も十勝の中ではそういう取り組みをしていきたいと思えます。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

3年たって、医療だとか交通、いろんな生活環境の中で、大都市に行かなくてもこの十勝の帯広周辺、音更周辺で生活ができれば、ここからの人口流出はなくなるよということで自立圏の構想があったのだと思うのです。ですから、ぜひそれを活用して、今音更町が4万5,000人います。それで、今回の減少率の一番低い、2番目ですか、音更町は全道で。東神楽が1番で。ということで、音更町は人口も減らない町です。それから、これからはいろんな産業がいろいろなところでできていく町だと思うのです。ですから、帯広に目を向けるよりは音更町に目を向けて、音更と連携をとっていくようなシステムがいいのではないのかなと。やっぱり隣町ですから、帯広だと18町村を一緒に見ないとならないということもありますから、それで生き残っていく方法もあるのだと思うのですけれども、その辺は町長どう考えますか。

加納議長
小林町長

町長。

北海道でいけば札幌圏に次いで十勝は十勝管内の人口流出率が少ない、その圏域からの流出が少ないというのは、札幌は突出していますけれども、周りは結構減っているということなのですが、十勝はそういう面では十勝全体としての人口の減り方は少ないということでありまして、うちもそういう面では音更、帯広に転出が多いのであ

りますけれども、今は十勝一本でやるということでありまして、音更、それから北十勝4町は比較的農業の経済連携も含めてそうありますから、より音更を含めた北十勝4町の中で連携をしながら地域振興を図るということについては、4町で首長議長協議もやっていますので、いろんなことを北十勝4町で取り組めるものは取り組みながらお互いのカバーをしていくという、そういう取り組みを今後ともしていきたいなというふうに思っています。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

これからの対策として子育て支援、それで認定こども園、子育て支援祝金制度というのは今までやってきたよという話でありますけれども、それから住宅対策として民間賃貸住宅の建設促進ということで、若者が残るためには住むところが必要だと。先日も町長にお願いしたのですが、11年前になりますか、帯広の業者をお願いをして中士幌で一回マンション建ててみてくれないかと。そうすると、それは大成功で、士幌町内にもそれを見て今は150戸以上のマンションができてきました。そういうところに若者が住んでくると、そこにはやっぱり今言う20代から39歳ですか、の女性が少なくなると子供を産まなくなるので、それで減少になるよという話なのですけれども、そういう政策をそれこそ土地や何かほかの町村ではそういうのには無償で貸し付けたり、ただで譲渡したりなんていう極端なところもありますけれども、なるべくそういうところにそういうものをしながら、そういう建物を建ててもらおうということも大事だと思うし、町長も今考えているのですけれども、中士幌のみのり野団地、物価の高いときで一番土地が高いときに売り出してしまったもので、今は相当安くなっていて、それを安くすると先に買った人の財産価値を下げるということでなかなか値引きして売るわけにもいかないということで、もう10何年過ぎても半分ぐらいしか売れていないということで、我々も民間としても町内で販売促進に動いているのですけれども、何か町長のああいうところを安く売る方法、いろんな金銭的な問題でもいいですから、そういう考えがあればお聞きします。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

長い目で見ると、やっぱり本町は農協を中心とした農村工業を導入してきて雇用があったということが本町の過疎を抜けるという、人口の安定に大きな役割を果たしたのですけれども、もう一つは今大西議員がおっしゃったように特にうちは民間の若い人たちの住宅がないというのがずっと言われていて、平成11年に中士幌に東伸建設が建設をしていただいた以降現在まで約200戸くらいはできている。町もそれに対して支援措置をしているのでありますけれども、若い人たちが住んでいただくというのは、仕事をどうつくっていくかということも極めて重要でございますけれども、特にあともう一つは住宅対策という

ことでありますけれども、特に来年度も住宅団地の造成だとか賃貸住宅の促進は進めていくわけでありまして、いろいろなそういう住宅対策の中では要するに定住を大きく進めるのだという、そういう視点を持ちながら、町の住宅政策を進めていきたいと思っておりますので、また議会にもいろいろ協議をさせていただきながら進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

今回の答弁書に一番最後のほうに婚活支援というような話が出てきています。私も町長の5期目の公約をずっと見ていましたけれども、花嫁対策、婚活というのは一つもないので、これ農業委員会でやるから、農協がやるから町長は書いていないのかなと思ってちょっとがっかりした覚えがあるのですが、今回の答弁書の中に一番最後にさらには婚活支援などと書いてあります。636人の20歳から39歳の女性が2010年にはいた、今もそのぐらいいるのだと思っております。それで、2040年まで30年間で218人に減るということで、65.8%が若年の女性が減るとのことなのです。それは無論、十勝で4番目に減る率が高いのですけれども、女性がいなければ子供もいないです。その前に女性がいたから子供生まれるわけでありませんから、どう結婚を土幌でしていただくかということで、婚活をどうしていくか。今までずっと農業委員会や何かやってきました。でも、なかなか結果が出てきません。それは、議員で他町村でポスター配りもやった人もいますし、今個人的に自分のお金で外国へ行って、海外から花嫁を連れてこれないかという動きをしている議員もいます。いろいろな形で何とか土幌町にお嫁さん呼びたい。

今言ってみれば農村地区でも結婚適齢期から過ぎた人もいるのかな、約100人近くがまだいるということでもあります。それで、別に農村だけでなく、町の中にも未婚の男性も女性もいると思うのです。やはり一番そこに目を向けないと、女性がいなくなるというより呼び込まないと、それは今うちの町で働くところがなかなかないですから、企業を誘致するというのも今の時代では難しいですから、やはり一番それがお嫁さんに来てもらうことによって農家、それから民間の商店街にしてもまた継続してやっていけると思うのです。それは一石何鳥にもなっていくと思うのです。だから、一番今回の消滅の原因は20歳から39歳までの女性が減ることで消滅するよと言われていまして、やっぱりそれには婚活が一番手っ取り早いと言ったらおかしいですけれども、それで国にしても昨年度から婚活支援をしますよ。それで、いろいろな案があって、公募していますので、そこにこういう婚活をやっていますよというようなやつを応募すると支援を受けれるということでもありますけれども、うちの町でそういうことは、国のそういう公募に応募しているようなことはあるのですか。

加納議長	町長。
小林町長	公募の状況については、農業委員会の局長のほうからお答えさせていただきます。
加納議長	農業委員会事務局長。
遠藤農業委員会事務局長	農業委員会事務局長、遠藤からお答えさせていただきます。 担い手対策につきましては、今後も各種交流会、あるいは個別の取り組みなどを通じて、1組でも結婚にゴールインできますよう取り組んでいかなければならないと思います。今の質問については、ちょっと今現在はないかなという答えでございます。
加納議長	町長。
小林町長	これは、本町はどちらかというと農業後継を育てる上で農業後継者がお嫁さんをもらうということは大切だということで、農業委員会が中心になって今まで農家の花嫁対策ということでやってきたのでありますけれども、ただ、今の人口だとか結婚の状況を見ると必ずしも農家の方だけではなくて商工業も、極端に言えば役場の職員までも含めてですけれども、婚活ということを支援をしていくという、なかなかこれは右から左に事務的にいく問題ではないのですけれども、そういう支援ができるという方法を考えていかなければならないのでありますけれども、子供がふえるためには結婚していただいて、お子さんをもうけていただく、あるいは住宅、あるいは仕事も含めてそういうものが充実していかなければならないのでありますけれども、当面婚活に向けてどんな取り組みができるのかということで、今年の秋から町と農協の若い職員が中心になって、いろんな協議をしてくれということで現在進めているのでありますけれども、それらの協議を含めながら、町、農協、商工会等々も含めて連携をしながら、そういう婚活の支援の取り組みをしていきたいなというふうに思っているところであります。
加納議長	11番、大西議員。
大西議員	今町長が農協の女性とという話がありましたけれども、今回の決算のときにも婚活の話がえらい議題となって話が出たときに、議員の中にも何名かは農協の職員と結婚したのだよと。なぜ今はないのだと聞いてみますと、昔は青年団活動の中に農協の職員も入っていて、一緒にいろんなイベントや何かに参加しているうちに結婚したみたいなのですけれども、私もそれは当然だと思うのです。それで、農協の職員だけでなく、商工会も町の職員も結婚をしていない人全部でいろんなことをやってみたらどうなのですか。大阪だとか名古屋だとかここを知らない人に来てもらうというのは大変難しいけれども、ここに住んでいる人は土幌の商業にしても、農家にしても全部わかっているわけですから、そういう中で全部で婚活というのも何か難しいと思いますけれども、私は婚活よりは若い人を集めて、何か目的を持ってまちお

こしだとか何とかをやっていただくと。そういう一つの目的を持つと、みんな意見が一緒になると結構打ち解けて話もできてくると思うのです。ですから、そういう動きを一回やってみる。

またそれから、ある団体が札幌市で調べたときに、30年前には農家に行ってもいいよという女性は20%ぐらいしかいなかったそうです。今年の2月に調べたときには52%の女性が農家に嫁いでもいいですよという話をしているそうです、アンケートの中で。ですから、本州よりは、東北なんか私は行ってみると結構粘り強い性格の人もいるし、昔は結構向こうから来て、こっちで結婚して、東北の人が結構いますけれども、何か東京から向こうになってしまうと考え方も大分違ってしまいますので、まず地元、道内ぐらい、あと東北ぐらいも視野に入れながら、そういう固まりをつくって、どうですか。町内の若い人全部集めて何かまちおこしに、一石二鳥で、その中で恋愛していけば結婚もできるのだと思うのですけれども。

それとあわせてどうしても見合いをやっても、婚活やってもなかなか話下手な人がいると。そうすると、テレビでも婚活のやっていますけれども、やっぱり元気のいい人のところには女の人がいっぱい集まって、しょぼっとしている人には誰も行かない。そして、札幌の人材派遣センターのあれが見に行っているとどうしてもしゃべり方が下手過ぎると。それで、今度はそういう人を集めて講習会をやって、それをやったおかげで今まで余り婚活の結果は出なかったけれども、何組も出たと。男性も自信を持ってしゃべれるようになるいろいろな話の中に入れていけるそうで、それを少し教えていかないと、どうも札幌の男性は引っ込み思案で、そういう中に入ると何かおいしいものだけ食って帰ってくる、ただ参加して戻ってくるだけみたいになってしまう。そういうのもありますから、婚活の本当に考え方を極端に変えていかないと、そして国にきちっと出すことによって、今回の地域創生法案でも頑張ろうとするまちには助成出すよと、頑張らないところには出さないよと、一律の金は出しませんということですから、ここからどういう案を出すか。それによって国は金を出してくると思うのです。そのためにはいい婚活をするようにぜひ農業委員会も含めて、農業委員会だけでなく役場全体で取り組んでいかないと、20歳から39歳までの女性が30年後に200人ちょっとになったらそれは町消滅しますし、その人ら全員結婚したとしても子供は激減します。ですから、それが一番の最大のところだと思うので、ぜひそれをやっていただきたいなと思いますけれども、町長。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

今言われたように余り結婚、結婚、婚活ということではなくて、地域、あるいは町内もそうですけれども、十勝も含めて若い人たちがより交流するというところで進めていきたいと思うのですけれども、本町

では農協青年部あるいは商工青年部、それから連合青年団という青年組織があることとあわせて、役場、農協には労働組合のあれですと青年部というがあるので、今までもそういう青年層の交流に町が共同推進事業で助成をしてきたこともあるのでありますけれども、ぜひ今もおっしゃったように町内の若い人たちがいろんな交流ができるように町としてもいろんな形で財政的な支援も含めて支援をしていきたいというふうに思います。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

やはり婚活、それも今町長がさきに言われたように住宅だとかいろんな環境整備していかないとならないということでもあります。それは、土幌町がお嫁さんに来たい地域だよと言われるような、そういう政策もきちっとしていくこと、それから子供を産んでも、体制がいろいろあります。ですから、私も思っているのですが、孫が親が共稼ぎのために病気になるとどうしても仕事は休めない、保育園は受け取ってくれない。病児保育だとか、今土幌の病院なんかありますけれども、病院をうまく活用して、病気のときだけは病院で入院という形をとるのか、朝から晩まで母親、父親が仕事から帰ってくるまで子供を預かって、そしてお父さん、お母さんが働ける、そういう環境もつくらないとならないし、保育園は共稼ぎが原則で、町長が許すものについてはいいですよという、土幌あたりは結構保育園にも園児が足りないので、それは融通ありますけれども、そういうことは帯広ではだめですから。産休とっていてもなかなか子供が休みだからだめだということもありますから、そういうこともきちっとやわらかくして、そういうことをPRしながら、土幌町では子育てがすごく楽なですよというようなPRをどんどんして、そういう環境づくりをして、土幌にお嫁さんに来たら楽ですよということを見せつけていかないとあかんのだと思うのですが、それとあわせて子育て支援に土幌町も6,000万円か7,000万円ぐらい使っていると思うのです。私は、認定こども園と子育て支援の祝金制度で子供を産むかといったらちょっとどうなのかなと、祝金ですからそれはよしとして、やはり相当の金額を土幌町でも出していると思うのです。それと、子供ができる、仮に農家と限定しますけれども、農家でも大体は1人の子供が後を継ぐとあと2人、3人目の子供たちは本州の大都市に行ってしまう。そのために親は相当な苦勞をしながら高等教育というのか、大学出したりなんかする。私らの子供のときでも4年制の大学行くと約1,000万円かかったと。今だとその何割かプラスになってくるのだと思うのです。それと、今の経済状況の中で大学出すというのは非常に大変なのだと思うのです。それだけ町も何千万円も子育て支援に金を使い、家族は一生懸命子供を育てるために金を使い、大きくなったら全部本州にとられてしまう、大都市に行ってしまう。それは、地方は踏んだり蹴ったりです。

多分大都市はそんなに子育て支援だって金使っていないと思うのです。それでも別に人口減るわけでない、逆にふえていくぐらいなのですけれども、そういうのは本当に私は考えていて、そしてここに子供の働く場所がないから、金をかけた子供たちは全部そういう大都市で生活して、年寄りはそのち行けなくてこういう地方で最後を過ごすのですが、それでは余りにも大都市がよ過ぎてしまう。

それで、町長、今回のいろんな中で発信していったらどうなのかなと思うのは、一つの例を出しますけれども、日本ハムのダルビッシュがアメリカの大リーグに移籍されたときに日本ハムがこれだけ選手を育ててくれたと40億円出しました。日ハムにしたら2年分のみんなの給料ぐらい出ていたのですけれども、そういうことがあっていいのだと思うのです。地方は一生懸命行政でなく個々の家庭がみんな金を出して子供の教育をして本州にやって、頭脳は本州にやっているのです。そのためにこっちが疲弊したらたまったものでないですから、国の制度の中でそういう部分として地方に交付税措置するよと、その分について。そして、子育てはきちっとやる、地方は。絶対大都市よりこういう地方のほうが子育てがいいに決まっているのですから、環境がいいです。そして、私らの年代から下の人たちは子供を大学出して、それだけの自分の財政を身を削ってでも子供を教育したそのお返しとして、国が我々の老後をきちっとこの地域で守ってってもらえるような制度づくりをしていってくれば、こういう地方は絶対生き残れると思うのです。そのためには子育て支援もほかの町と違うような、10町村同じようなことやって、中の一番ずば抜けたところに国は支援しますから、そういう制度をつくっていかないと、地方はただ民間人は金だけ出して子供の頭脳だけ本州に出してしまうというような形になるし、何ぼ子育て支援やったって全部行くのは、全部とは言わないけれども、農村地区だって2人も後継ぎは余りいないと思うのです。大体1人ぐらい後継いだらあとの2人、3人は全部よそに出ていってしまうという形になりますから、何かそういう制度を今回のこういうふるさと創生でやれないものかなと。町長その辺の考え、私の意見間違っているかどうかわかりませんが、町長、どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

今大西議員がおっしゃったようなことだと思うのです。要するに子育てをするためにはいかに産み育てやすい環境ということと、あるいはあと教育をどうできるかということが大きな課題なのでありますけれども、今言ったようにいろんなところに人口の議論の中では例えば地方であったら子供を育てて送りまでしてやってら、大学行くのに送りしていればそれは全部都会に行ってしまうという、地方と都市の関係ではそういう流れになっているので、そこをいかに地方に戻って仕事ができるかということで、それは雇用だとかということでいろ

んな取り組みが必要というふうに思うのですけれども、もう一つは私どもの子育て支援対策で今まで祝金も含めて7,000万円ぐらい年間予算でいけば予算化をしているわけでありましてけれども、そういうものがより人口定着に生かせるように少しいろんなことで工夫をしていくということはあるのですけれども、もう一つは都市だとかそういうところに発信をしていくということもこれは極めて重要なことだということでもありますから、今後予算編成もやるわけでありましてけれども、内容の検討とあわせて、いかに子育て支援対策等々を発信をしていくかということも十分検討してまいりたいというふうに思っています。

加納議長
大西議員

大西議員。

子育てのほう土幌町は立派ですよ、いいですよ、環境もいいですよという発信は必要です。だから、私の言っている国から少し地方に、頭脳は出しますと、そのかわりその頭脳をそこまで育てるまでに地方の親はどれだけ金を使ったのかと。それは、親だから子供を育てるのは当たり前なのですけれども、今言うような地元へ戻って企業をといてもこの十勝管内で就職できる人数って限られているのだと思うし、土幌町に新しい企業をまた誘致するというのは不可能なことだと思うのです。それより親たちは、本当は子供に老後を見てほしいのだけれども、それは無理だと思うから、私は子供に見てもらいたくないのだと、いいのだと言っているのですけれども、本心はそれは親は子供と一緒に過ごして老後を暮らしたいのは、面倒見てほしいというのは本筋だと思うし、国も在宅介護だとかいろんなことを言っているのは、やっぱり子供と住んでいなかったらそれはできないのですもの。それはなかなか戻ってこないから、土幌町にも独居老人が百何十人、200人近くいるのですから。ですから、そういう人たちを老後をきちっとここでも過ごせるようなお金を国が出してくれれば、それは一生懸命働き盛りで子供のために金使っても、最後はそのおかげで国が地方のそういう高齢者にちゃんとした対策してくれるのだというあれがあれば、私はいろんな政策をやっていく中でも本州からこういうところに移住したくても、やっぱり医療だとか介護だとかそういう福祉のものがきちっとなっているかというのが一番向こうから来るときにはそういうことを注視していますから、そのためにはここでそれをやっていくといってもこれからだんだん財政が逼迫していく中で、そういうことを理由に国から金をとることを考えないと、これはなかなか親も大変だと思います。今1,000万円以上子供を3人もつくって3,000万円、4,000万円の金、ちょっと離ればいいのですけれども、2年に1人ぐらいずつ子供を産んだら4年間のうちに2人同時に大学行く時代が何年かあったら、家族本当に昔でないですけれども、爪に火ともして生活しなければならなくなるのです。それでも親はやります。ですから、最後の老後ぐらいは子供が見てくれない分は国、地方にきちっと

見てもらう、そういう制度づくりをしてもらわないとたまったものではないです、年とってから独居老人は。ぜひ町長の今回5期の集大成として、国と戦ってそういう制度をつくってもらえませんか。企業に働きに行ったからといって企業から頭脳やったから何ぼ返せという、そんなことはできませんから。それだけ大都市に行くことによって、大都市でみんな会社の本社があるからそこに税金を打って、大都市は国にいろんな税金を払って、その税金をキックバックしてもらうような制度をぜひつくっていただきたいと思いますし、町長に5期の一つの目玉として頑張っていたいただきたいなと思うのですけれども、どうですか。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 特に今では人口問題というのは大きな課題でありますから、今言われたように子育て支援というのは極めて重要なものなのですけれども、子育てをするという環境をよくするということとあわせて、先般も帯広三条高校が分析したら、極めて教育費がかかるので、進学も諦めざるを得ないという、そんなテレビ番組もあったのですけれども、子育てをするということとあわせて教育をしていくということで、子供をつくるということは極めて重要でありますから、そういう面については今国の地方創生ということがあるのですけれども、ただ具体的にはまだどんな中身になるかというのは出されていないわけでありまして、選挙も終わりましたので、来年度予算も含めて国の創生に対するというのはもう少し具体的になるのでありますけれども、ぜひ国の地方創生の動きを十分把握をしながら、町の中に生かしていく、できる限り活用していく、生かしていくというようなきちとそういう視点を持って取り組んでいきたいと思います。

加納議長 これで大西米明議員の質問を終了いたします。

質問順位4番、細井文次議員、教育委員会制度改革について町長に質問を行います。

細井議員 それでは、私は今年度行われました教育委員会制度改革についてお伺いをいたしたいと思います。

現行の教育長と教育委員長を一本化する教育委員会制度改革が来年4月1日より施行されます。新制度では、首長が直接任命する新たな制度の教育長が代表者となり、教育委員長は廃止されることとなりました。現在の教育長の任期は、明年11月までとなっておりますが、新制度移行後の両職の処遇はどのような対応となるのか町長にお伺いをいたします。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、細井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が

本年6月20日に公布されたところであり、平成27年4月1日から施行されることになりました。これまでは首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員会では5人の委員により会議を開催し、教育委員の中から教育長を任命することになっているところであります。それが今回の改正により首長が議会の同意を得て直接教育長を任命できるように改正され、さらには教育委員長は置かないこととし、新教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することに改正されたものであります。なお、教育長の任期はこれまで4年でありましたけれども、新教育長の任期は3年と定められ、また教育委員の任期はこれまでどおり4年のままであります。

また、法律の附則では、教育委員長、教育長の任期については経過措置が設けられており、施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期を満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされているところであります。

現在の教育長の任期は、前任教育長の残任期間の満了日である明年11月11日までとなっており、その間は従来どおり教育長と教育委員長が併存することとなり、教育委員長については旧教育長の任期が満了した時点、または退任した時点で教育委員長としては失職しますが、教育委員としての任期は平成30年10月21日まで継続されるものであります。

以上、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

ここで昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問の途中ではございますが、ここで日程の追加を行います。

お諮りします。本日の会議録署名議員として11番、大西議員を指名しましたが、体調不良のため早退いたしましたので、会議録署名議員の追加指名を行いたいと思います。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加 1

追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員として、12番、加藤宏一議員を追加指名いたします。

2

それでは、質問に戻りまして、再質問があれば許します。5番、細

	井議員。
細井議員	<p>それでは、再質問をさせていただきます。</p> <p>最初の町長からの答弁にありましたけれども、本町の現教育長は明年11月11日までの任期ということで、お答えの中にもそれまでは旧制度と新しい制度の両方をどちらでも選択しながらいけるのかなというふうな答弁でありましたけれども、本町におきましてはこの新制度に移行する、新しい教育長をもとにした新しい体制というのはいつからというふうにお考えか町長にお伺いしたいと思います。</p>
加納議長	町長、答弁をお願いします。
小林町長	法ができた制度的なことをいえば、11月10日までで新しい制度にのっていくということになるのですけれども、その取り扱いについては教育委員会とも少し意見を交換して、どんな形がいいのかというのを議論をさせていただきたいと思います。
加納議長	5番、細井議員。
細井議員	<p>議論をさせていただくということでありましたけれども、新聞報道によりますと教育長につきましては3月31日で辞表を提出して、4月1日に新たな制度の教育長を任命するという裏わぎ的な方法もあるというふうなことがありましたけれども、それも一つの方法かなということも思われるのですけれども、また現教育委員長につきましてはせんだって教育委員としての任命をして、議会でも承認したわけですけれども、そこら辺なのですけれども、管内の全ての市町村には教育委員会があって、その足並みとしては、町長も多分町村会の中ではこの議題にもなったとは思っているのですけれども、統一した見解等が町村会の中でありましたらお聞かせ願いたいと思います。</p>
加納議長	町長、答弁願います。
小林町長	町村会としては、その部分でどうするかという意見交換はしていないのでありますけれども、先般教育局局長とお会いしたときに北海道教育委員会としても全道的にどんな意向かというのを調査するという予定のようでありますから、それらの動向も見ながら教育委員会と協議しながら取り扱いを決めていきたいと思います。
加納議長	再質問があれば。5番、細井議員。
細井議員	<p>私としてもスムーズに新しい制度に移行していただくことを改めて町長をお願いしたいと思います。また、この制度の改革につきましては、国のほうの制度の改革ですから、この制度改革について私自身も賛成であるとか反対であるとかということにはなりませんので、スムーズな移行というのが一番大事ではなかろうかと思います。</p> <p>この制度の改革というのは、多分、多分というより私の臆測なのですけれども、たしか平成23年だったと思います。滋賀県の大津中学校でしたか、当時中学2年生の男子生徒だったと思いますけれども、いじめを苦に自殺した。そして、明くる年の24年12月だったと思います。</p>

大阪市の桜宮高校で、これは部活動で当時バスケットボール部のキャプテンだった生徒が非常に部の顧問から暴力的な指導であったり、体罰と言えるのかちょっと疑問なところもあるのですけれども、またそのような自分もキャプテンという立場の中で、この学校は大変バスケットの強い高校だというふうに聞いておりますけれども、そのような中でそのような立場に置かれて、自分としても部をまとめる中また顧問から暴力的な指導を受けたということで大変悲惨なことがあった。それが一つの引き金となって、新聞やテレビでよく報道されましたけれども、教育委員会のその後の取り組みが非常に遅かったこととか、学校の対応の悪さとか、そういうことでもう少し迅速な対応がとれなかったのかと、こんな悲惨な結果にならないで済んだのではないかというふうなことを多くのテレビの視聴者、新聞の読者も思ったことだと思います。そのようなことからこの制度の改革の一つの要因になったのではないかと思います。

そんな中で、この教育委員会の制度の改革、少し勉強させてもらいまして、たしか昭和23年に教育委員会法というのが新たに制定されたというふうに調べさせていただきました。以前その戦前の教育思想、子供たちを戦争に送ったり、そういう軍国主義的な教育というのか、そういうのがこの23年の改革以前にあって、それが敗戦とともにこのような教育ではいけないということで昭和23年に教育法が改正され、それから幾たびか時々改正されております。大きなものは昭和31年の制度改革、それから何回かの改革があって、今般このような改革となったということで勉強させていただきました。

そのような中で、教育委員会は根本は中立な立場、この議場を見ればわかるように町長部局と、それから教育委員会部局の2つに分かれている。教育委員会は、町長部局のほう、どちらかという町長から余り影響されないような独立した立場の中で教育行政というのは進んでいるというふうに理解するわけです。今般の明年の4月1日の制度改革で直接町長は教育長を任命するということになっております。今までは教育委員の中から互選ということで教育長、または教育委員長が決まったわけですが、このことによって町長のいろいろな考えだとかそういった思想が今度は教育委員会のトップが教育長、新教育長ということでありますから、その教育長に影響されるのではないかと、多分に影響されるのではないかというふうな思いがあります。新たに4月1日以後の、本町においては今町長からいついつからということのはっきり言われませんでしたけれども、町長も5期目ということで、今般の改正以後積極的に教育行政に携わるような仕組みとなっておりますけれども、その部分について町長の教育行政に携わるお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長 今回教育委員会の法律が改正するというのは、今細井議員から申し上げましたとおり、1つは滋賀県大津のいじめ事件に対する教育委員会としての対応の問題等々が課題になる中で、迅速な処理をするということと教育委員会における責任体制の明確化ということが趣旨で本法律ができたというふうに言われているわけでありまして、ただ一貫して教育については政治的中立性の確保ということは極めて重要だということでこれまで協議されてきたところであります。したがって、今般町長が直接教育長を任命する、あるいは総合教育会議というような形で教育にかかわっていくということでありまして、これらについては一定程度教育の大きな部分について首長と教育委員会が意見交換をするということで、協議は行うのでありますけれども、最終的な執行権限は教育委員会に留意していくということが法の趣旨ですから、そういう面については基本的な部分については教育委員会が議論していくのですけれども、細部の教育にかかわる部分についてはこれまでどおり教育委員会が担っていくという、そういう認識であるところであります。

加納議長 再質問あれば、5番、細井議員。

細井議員 最終的には教育委員会が担うということでお答えをいただきましたけれども、ある程度こういう権限が新たな制度の改革によって町長の権限、教育に対する、教育委員会に対する権限というものははっきりとしてきたのではないかというふうに思います。こういう言い方はちょっと適切かどうかわかりませんが、首長の部下的なポジションに教育長というのはなされるのではないかと。教育総合会議というものを町長が招集するというのですから、なかなかこういう縦社会のような形になると、やはり町長の考えですとかそういったものが重要にされていくのではないかというふうにすごく今回の改正の中で教育委員会の組織の改革に当たってそういう心配も少しするわけでありまして。

そのような中から、今回の教育委員会の制度の3大原則というのでも少し調べさせていただきました。まず、初めにくるのが政治的中立性の確保、2番目が継続性、安定性の確保、3番目に住民の意向の反映ということで、イの一番にやはり現制度でも政治的中立な立場というものに重きを置いた教育委員会が設定されていて、教育行政に携わっているというふうに感じるわけでありまして。先ほどもありましたけれども、町長が直接新たな教育長を任命するわけでありまして、先ほども申しましたけれども、少なからず政治的な影響を受けることがやはり懸念される。最終的には町長のお答えでは現行と変わらないようなお答えでしたけれども、少なからずやはりそこには政治的な影響があるのではないかというふうな思いがするわけです。政治的中立性というものは本当に確保されるのか心配な部分がありますので、その部

分について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

今までは教育委員を任命して、教育長については教育委員会の中で決めていたということから、町長が直接教育長を任命するということからいけば、さらには総合教育会議ということで首長と教育委員会が協議を持つということからいけばかかわりが深くなったということでもありますけれども、教育の場における政治的中立性というのは極めて大事だというふうに思うところありますから、その認識はしっかり持ちながら教育委員会とのかかわりを持っていくわけでもありますけれども、総合教育会議の中の協議調整事項という中には、1つは教育行政の大綱の策定ということと、それから教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、それから3点目としては児童生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置等を主に取り扱っていくということでもありますから、個々の教育の内容にまで頻繁にかかわるということはないのだろうというふうに認識しているところでございます。

加納議長
細井議員

再質問があれば。5番、細井議員。

今までしつこいように政治的なことがないようにということでお話をさせていただいているわけですが、私自身危惧しているのか、心配だというか、今回制度が変わりまして、町長も今までより一層教育行政にかかわることが多くなりましたので、1つだけお願いをして、質問ではありませんけれども、お答えは要らないのですけれども、最後をお願いをしたいことが1つあります。

それは、一時期より学校間で国旗だと国歌だとかそういう部分については少し鎮静化というのか、してきたのではないか、そのような気もするわけです。いじめに関しても我が町においてはそういうことはないわけですが、昨日も、今ウインターシーズンですから、冬シーズンですから、フィギュアスケートで羽生選手が2年連続のグランプリファイナルで優勝されたということもありましたし、そのような中でああやって国際大会に出る選手は皆その胸に日の丸をつけていくわけです。いろんな政治的な考えだとかイデオロギーで日の丸がどうのこうのということはないのですけれども、1つ残念なことは国旗国歌法で日本の国の国旗は日の丸である、国家は君が代であるというふうに、そういうふうに法で定められている中で、やはりもう少し国旗だとか国歌だとか、特に君が代なんていうのは、昨日も羽生選手はテレビの映像では口ずさんでいましたけれども、残念なことに今の小学生、中学生というのはなかなか口ずさむことすらしない。私は、ぜひともそういったところのことを、これまた政治的中立であるといひながらもそんなことがあるのですけれども、でも日本の国はそういうふうに国歌だとか国旗だとか決められているのですから、またそういう教育も必要ではないかと。諸外国の話をしてはいけないのかもしれ

ませんけれども、特にアメリカだとかあいう革命で、フランスもそうです。革命だとかそういう大変な思いをしてできた国というのは、自分の国の旗のもとに団結しようという精神があるというふうに聞いております。なかなか日本は難しくて、過去にはそういったところも少しはあったのかもしれませんが、それがよかったのかどうかというのは私も判断できませんけれども、この国の旗のもとに、この旗のもとに団結して国を興すのだというふうなことで、そういった諸外国は国づくりをしてきたという、国が起きてきたということも聞いております。そういった思いで、日本の国の国旗は日の丸であるし、国歌は君が代である、またそういったところも少しずつ、今ちょっと何か私も入学式や卒業式等々に出席していてそういう口ずさむ子供たちもいない。どうなのでしょう。学校現場のことは勉強させていただいておりませんが、ぜひともそういったところもこれを機会に、そういうふうに決められているのだったらやっぱり教えなくてはいけないのではないかと、そのような思いがしますので、そんなところも町長が今度教育長を任命されるのですから、そこら辺も少しお願いしておいて、質問を以上で終了させていただきたいと思っております。

以上です。

加納議長

以上で細井文次議員の質問を終わります。

質問順位 5 番、清水秀雄議員、国保病院について町長に質問を行います。

清水議員

私は、町長に国保病院について伺います。

土幌町国保病院は、福祉村の中核施設としての役割を担っていますが、現在病院長が不在となっていて、患者や住民に大きな影響を及ぼしています。解決策と病院のあり方について町長の所見を伺うものがあります。

1つ、病院長が不在になっているが、後任の院長についてめどはついているのか。

2点目に、福祉村の中核施設として十分機能しているか。

3点目に、病院経営について住民アンケートに示された住民要望がどのように生かされたか。

3点についてお伺いをするものであります。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成26年6月23日付で前院長を懲戒免職処分としたことから、常勤医4人体制が3人となったことで外来診療等にも休診日を設けるなど、町民の皆さんに対して迷惑をおかけをしているところであります。この間池田副院長を院長職務代理者に発令して診療体制をとるとともに、後任の医師を確保すべく竹内地域医療アドバイザーの助言、協力

をいただきながら、医師登録業者への登録、大学医局への要請などを行ってきたところであります。あわせて病院改善に向けての検討を行うべく土幌町国民健康保険病院庁内改革検討委員会を副町長を座長に病院、保健福祉課など関係職員をもって組織し、病院の改革とあわせ保健、医療、福祉の連携を図るための協議を行っているところであります。

1点目の質問は、後任の院長についてめどは立っているのかということですが、先ほど申し上げました医師確保対策を進める中で竹内アドバイザーに事前面談等を行っていただきながら、池田院長職務代理者ともども4名の医師と面接を行い、行政報告でも申し上げたとおり、明年1月1日付で内科医師1名を採用することが内定したところであります。なお、院長職については、池田院長職務代理者とも協議を行いながら今後発令をしてまいりたいと存じます。

質問の第2点目は、福祉村の中核施設としての機能を十分発揮しているかということですが、本町においては平成9年度に総合的な福祉体制の充実、整備を図るべく福祉村整備計画を策定して、平成10年度以降総合福祉センターを初め病院、特別養護老人ホームなどを整備し、保健、医療、福祉の連携を目指してきたところであります。町立病院は、その中核をなすものでありますが、病院をめぐっては医師、看護師の不安定さや診療報酬の改定など医療サービスの提供、病院経営ともに課題があるところであり、残念ながら十分機能を果たしているとは言いがたい状況であります。今後において竹内アドバイザーの助言、指導とあわせ、改革検討委員会での議論とあわせ、道内3医大、医療関係機関との連携を深めながら、町立病院が町民の健康、生命を守るべく地域医療の使命を果たす取り組みを全力で推進してまいりたいと存じます。

本年度に整備した高齢者住宅、障害者総合施設の完成により、福祉村内のハード面はほぼ完了するものであり、今後は福祉村内の施設の機能を生かしたソフト面の充実を図っていかなければなりません。とりわけ平成27年度からは社会保障制度の改革として地域包括ケアシステムがスタートとなるところであり、病院を中核として保健、医療、福祉の連携による福祉村の充実を図ってまいりたいと存じます。

3点目の質問は、病院経営において住民アンケートに示された住民要望がどのように生かされたかということですが、病院の改善に向けて町民の皆さんの意向を把握すべく昨年8月に実施したアンケートでは、医師を含むスタッフ対応の問題、待ち時間の問題、小児科の配置等、厳しい意見とともに多くの要望も寄せられたところであります。前院長の拒否反応、さらには懲戒処分問題などがあり、具体的に対応し切れていない面が多いのが現実ですが、今後においてせつかくお寄せいただいた町民の皆様の貴重な要望、意見であります

加納議長
清水議員

ので、十分検討をしながら、その具現に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清水議員への答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。8番、清水議員。

町長からそれぞれ回答をいただきました。1点目の後任の医師のめどについては、町長も行政報告の中でも述べられておりましたとおり、1月1日付で内定したということでもありますから、そのことについてはまだ決定ではありませんから、余り深く質問を避けたいというふうに思っております。

ただ、私は、病院の医師として契約する段階でどのような手続を踏んできたのかということに疑問があります。ただ、今町長が答弁書の中でもおっしゃっていますように竹内地域医療等アドバイザーの助言を受けながらということ述べていますから、そういう点では多分、竹内地域医療等アドバイザーの提言がありました。土幌町国保病院健全化に向けての提言、これは素案でしたけれども、この中でもこう述べているのです。医師の採用に関しては、その人の経歴や指導力を見きわめた上で、単年度、複数年度契約とするということが望ましいというふうに提言されているのですが、この点についてそういったことも考慮しながら進められていたのかということについて伺っておきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

今までの医師の採用についても、土幌だけではないのですけれども、町職員として雇用するという形で進めてきたわけでありましてけれども、今回も雇用するという形でするわけでありましてけれども、その中でひとつ医師との確認書ということで、いろんな条件等々についてはその確認書の中で決めていきたいというふうに思うところであります。

それと、もう一つは、今全体的に地域においては医師が確保できにくいという状況があるのでありますけれども、公募で採用を行うということとあわせて、もう一つは今大学の医局にはお医者さんがいないということもあるのでありますけれども、大きな病院であるとか医療関係から町が雇用するのではなくてそこから派遣するような形でできないかということで、昨年からいろんなところに要請をしているのでありますけれども、できればそういう形でやってくれればなと思うのですけれども、なかなか今どこの医療機関も医師が少ないという状況ですから、必ずしもすぐできるとは限らないのだけれども、そういうことも視野に入れて検討していきたいというふうに思うところでありますし、それから竹内アドバイザーの中にもあるのでありますけれども、今4人なのでありますけれども、例えば2人くらいを専門あるいは指導医というのを配置する中で、あとについてはそこへ来てくれる研修医

のようなものを確保していくという方向についても今後医師確保対策の中では検討してまいりたいと思います。

加納議長
清水議員

再質問があれば。8番、清水議員。

ただいま町長もおっしゃっているわけですが、この提言の中で今後の国保病院の当面の対策として何を行っていくのかということについてそれぞれ提言があります。その中で、町長は病院経営健全化に向けての病床の再検討、そういったことも含めてそれぞれ進めようとしているのだと思うのですが、そういう面での医師としての指導力、そういうことも十分考慮されるべきだと思うのです。今町長がおっしゃっているようにただ大学の医局から派遣してもらおうとかそういう点でいうと、なかなかそういった面での指導力だとかいうことについては、希望どおりにいかないのではないかとということが危惧されます。やはり病院経営についてどのような経験を持っているのか、同時にまた臨床経験がどのような過去の経歴を持っているのかということも十分に検討されたのかというふうに思うのですが、そのところは十分な検討が行われているのでしょうか。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

竹内さんのアドバイスの中でも経営に関してはできる限り効率的な運営ということなのでありますけれども、ただ現実としては地域医療が経営というのですか、お金の面だけでは必ずしもいかないという面もあるので、例えば社会的入院も受けざるを得ないとか、そういういろんな状況があるから、地域医療をやる上では必ずしも民間病院がやる効率だけ追求するということにはいかないということがあるのでありますけれども、ただそういうより経営安定の中では効率化ということもどう国保病院の中でやれるかということについては検討してまいりたいというふうに思うところであります。

それから、医師の指導力ということでもありますけれども、今まではどっちかというところと北海道地域医療振興財団というところに依頼をして公募してもらったのですけれども、なかなかその中では身体検査というのですか、状況というのを把握できるという、そういう組織になっていないのでありますけれども、今回の医師の採用に当たっては竹内アドバイザーにその経歴だとか、本人にあるいは直接会ってもらって地域医療の考え方だとか、医療の今までの経歴等を調べていただいたということでもあります。

加納議長
清水議員

再質問あれば。8番、清水議員。

それでは、次の2点目に移らせていただきます。

2点目の中核施設としての機能を十分果たしているかということについては、町長もその点については残念ながら十分機能を果たしているとは言いがたいという状況にあるというふうにおっしゃっているのですが、私はこのところをどのように今後改善しようとしているの

か、そここのところを伺っておきたいというふうに思うのです。

端的に伺います。中核施設と申しますと、あそこの福祉村の中核施設ですから周りの施設から患者さんが多く来るとことは当然のことなのですが、そこで今住民から指摘されていることがあります。それは何かと申しますと、これは法律上そのようになっていますからやむを得ないのですが、3カ月ないし6カ月たつと、表現悪いですが、追い出されるという状態、もう次の病院を探してくださいというようなことになるのだそうではありますが、現在国保病院ではそのことについてどのような対応をされているのでしょうか。

加納議長

町長。

小林町長

病院の具体的なことについては、病院の事務長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長

病院事務長。

奥村病院

病院事務長、奥村がお答えします。

事務長

民間の病院におきましては、平均在院日数によって診療報酬が変わりますので、当然経営の効率化を考えて何週間以内に退院するとか、3カ月以内とか6カ月以内とか、そういう基準をつくって患者さんには出ていってもらうようにはなっておりますが、当国保病院におきます患者さんの層というのは、そういう急性期の方はほとんどいらっしゃらなくて、どちらかという慢性期で余り治療性の必要のない方が入院されておりますので、その在院日数を目標として掲げて、ある一定の日数がたつてしまえば退院していただくと、そういうような方策は今のところはとっておりません。

以上です。

加納議長

8番、清水議員。

清水議員

事務長からただいまそのようにお答えをいただいたのですが、私が住民から伺ったところでは、もう病院のほうからあなたについては、もちろん家族が言われているのです。患者さんについては、次の病院を探しておいてくださいというふうに言われたというのですが、そのような対応なのでしょくか。それは間違いないですか。

加納議長

病院事務長。

奥村病院

多分それは何カ月たったからとか何日たったから退院してくださいというのではなくて、病状からいきまして入院の必要性がなくなったので、退院してほしいと、そういうことだろうと思います。

加納議長

8番、清水議員。

清水議員

それで、住民からの要望です。要望と申しますか、そういう病院の対応でしたと。病院を、行き先を探してくださいねというふうに言われても、患者や家族が次の病院を探すということは極めて困難ですと。ですから、病院のお医者さんとしては患者さんの、今急性期ではないとおっしゃいましたから、安定期と申しますか、そういう長期にわた

って入院するということがもう難しいですよと言われる患者にしても、いずれにしてもお医者さんが患者さんを預かったら、その患者さんはお医者さんを信頼しているわけでしょう。そしたら、当然患者さんを預かっているお医者さんがその患者さんの行き先をあなたはここの病院行ったらどうですかというのが本当ではないですか。ある病院ではそのような対応されているというふうに伺っています。あなたは私が預かりました、だからあなたに行き先を探せと言っても無理でしょう、私がちゃんと病院紹介してあげますから、そのようにしたらどうですかという対応だということです。私が中核施設としての機能を果たしているかという点での一番の問題点はそこにあると思います。患者さんが一定の期間たったら追い出される。追い出されて、その行く先も自分で探さない。繰り返しになりますけれども、それは患者さんや家族にとっては非常に難しい問題だと思うのです。その点の対応について町長はどんなふうにお考えですか。

加納議長
小林町長

町長。

病院でありますから、これは医師の判断で治療が必要かどうかということありますし、それから入院が必要な患者さんかどうかということは、それは医師の医学上の判断があるわけでありましてけれども、実態としては、うちは慢性期ということもあるのですけれども、帯広の民間病院、あるいは民間の福祉施設から比べると比較的そこは弾力的に運用をしているのではないかと、今の具体的なそういう話についてはわかりませんが、一般的にはそういう弾力的な運用をしているのですけれども、ただ病院を例えば退院してもらうのに対応するとしたらもう少し改善をしていくとすれば相談体制がきちんとできているのかとか、あるいは在宅診療、例えば訪問介護を含めたそういうものができる体制になっているかということはこれから本町として取り組んでいかなければならない課題なのかなというふうには認識しているところでございます。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

もう一つ、こういう話があります。私にある町民はこう言いました。農協の職員だとか役場の職員は、退職後士幌にそのまま住み続けるということを考えていないですよ、音更に住宅を建てて、その準備をしていると。なぜそうなるかという、高齢化して車を運転できなくなったら、やはり何が心配かといえば一番は病院ですと。そのときに士幌に高齢になっても住み続ける、安心して住み続けるという体制ができていればそうではないのですが、多くの人たちがそう考えているですよ。士幌の病院が本当に住民から信頼される、安心して士幌の病院に自分の命を預けるといふ病院にならなければ、士幌の人口の流出はとまりませんよ、どうするのですか、こう尋ねられました。私はまさにそのとおりだと思うのです。その現象が起こっている。住

民の方々はそれ見ているのです。それを心配しているのですが、町長はこのことについて既にご存じなのかどうかわかりません。ご存じでいて、ではご存じならそれにどう対処すべきだというふうを考えているのか、その点について伺います。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

いろいろな個々のケースはあるのだと思いますけれども、全体的なことを言えば町、農協の職員の退職の皆さんも比較的ほかの町村から見れば私は町に残っていただいているということで、ただ年齢に伴って中にはお子さんのところに行くとかという話も何件かあるのは見ているのですけれども、多くは土幌に残っていただいているのだと思いますけれども、ただ後段のそのための例えば医療だとか介護を住み続けるためには充実させられるかということについてはそのとおりでありますから、病院だとかうちの介護も含めた福祉村がそういう役割を担っていくように改革なり、改善をしていくということについては私もそのとおりだと思います。

加納議長
清水議員

再質問、8番、清水議員。

そこで、住民から信頼される病院、そして医師というのは、私は先ほども1点目のところで言いましたけれども、お医者さんと契約する、お医者さんを雇用するということになるのですが、その段階で重要なことは、お医者さんが命を預かった患者さん、私が紹介してあげますよということが出来るお医者さんというのは、それだけ幅広く医師とのつながりを持っているという、そういう診療経験の豊富なお医者さんだと思うのです。そうでなければそこまでできないと思うのです。だから、そういうお医者さんと土幌が契約するということが大切なのではないかというふうに思うのです。まさに中核施設としてのたくさん病院を利用されるお年寄りはいるわけですから、そこでそういう役割を果たしてくれる。あなたはここではちょっと無理ですから、どここの病院紹介しますというふうなことができる先生、あるいはまた先ほど町長この冒頭言っているのですが、きちっと一定の病院と契約してそういうことができるというふうな措置も十分にとれるという対策を講じて初めて中核施設として信頼される機能を果たした病院というふうに言えると思うのですが、その点についてのお考えを伺っておきます。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

医師確保に当たっては、それはお医者さんとしての技術はもとよりでありますけれども、やっぱり地域医療により意欲を持っていただくという方を雇用なり、確保していくということについては努力をしていきたいわけでありまして、今特に病院についてはセカンドオピニオンということでいろんなところに相談できるだとか、あるいは説明なり、話を聞く、説明をするということは極めて病院としての役

加納議長
清水議員

割としては重要ですから、そういうことについては今後もより病院としても徹底をしていくように指導してまいりたいと思います。

再質問があれば。8番、清水議員。

ぜひそういう視点で進めて、住民が安心して命を預けることができる病院にさせていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

3点目ですが、これは町長がおっしゃっているように院長が不在になって、このアンケートについての対応が実際には十分にできていないということは現実だと思えます。ただ、町民はアンケートの結果どうなったのですかと。それぞれアンケートに回答された町民がいるわけですから、それに対して一体町はどのように対応してくれるのだろうかというふうに期待しているわけです。そうすると、それに的確に対応していくということが求められているにもかかわらず、今ここで町長が答弁しているように十分に対応できていないということなのですが、そうすると住民に十分にこういう対応はしますと、アンケートに寄せられた問題についてはこういう問題が指摘されました、それで今後このように対応したいと考えていますというような、答弁書とまでは言いません、回答ですか、そういうものを住民に出していただいてもいいのではないですかと。まさに私はそのとおりでと思います。対応し切れていない、それは今院長が不在で、十分にそういうことができませんでしたから、そういうこともきちっと説明しながら、そのような今言ったような対応の仕方が必要ではないかというふうに思うのですが、その点について伺います。

加納議長
小林町長

町長。

十分だということでは至っていないということでありまして、取り組んでいないという意味ではなくて、例えば対応についてはそれぞれ医師、看護師にもそういう患者に対する対応については指導をしているところでありますし、さらに町内のお母さん方から小児科というお話がありまして、今なかなか内科、産婦人科、小児科がない時期なのでありますけれども、何とか帯広の大きな病院でスポット的でもいいから対応できないだろうかというお話ししたのですけれども、一部どうかという協議まで入ったのですけれども、向こうが出せる時間と本町が受け入れができる時間というのがちょうど合わなくて、それでちょっと今回は実施に至らなかったのですけれども、いずれにしてもそういう要望があるものですから、いろんな角度から何とかできるように進めていきたいと思えますし、要望についてはそれ以外にもいろいろあるのでありますけれども、具体的に進められるようにいろいろ取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

繰り返しになりますけれども、十分に対応できていないということ

は事実なわけですから、そういう点で住民が求めている今町長がおっしゃったように小児科があったら非常にいいと、何とか対応してもらえませんかとかたくさんあります。そういう点で一番多いのが待ち時間が長いという、そういうアンケートの答えだったと思うのですが、そういう面でどのように対応しているのですかと、どのように今後対応しようとしているのか、なぜ待ち時間がそんなふうにな長くなっているのかというそのこのところも十分に住民に理解ができるように、それを望んでいるわけでしょう。もちろん解決してほしい。だけれども、なぜそんなに長いというふうに言われるような現象が起こっているかということも十分に検証しながら、そのことについてはこういうふうに対応しますというふうに、それぞれに出された問題について検討した結果このように対応しようとしているという部分について町民に返していかないと、何のためのアンケートだったのですかということなのです。ですから、そのこのところはやっぱり迅速にやっていくということが必要だと思うのですが、その点について十分な対応をしながら、ぜひ住民から信頼される国保病院にすると。信頼される病院であれば、3億円の赤字でも私はそのこのところは問いませんとアンケートの中にあります。まさにそこにあると思うのですが、町長がそういう点での対応を今後どうするというふうに考えているのか、そのお答えをいただいて質問を終わります。

加納議長
小林町長

町長。

まずありました待ち時間が長いというのは、診療の待ち時間もありますし、計算まで長いというのはアンケートにもありますし、懇談会等でも出される中身なのです。具体的に病院の中でどういうふうに検討しているか、あるいは取り扱っているかということについてはセンター長のほうからお答えをしたいと思いますけれども、いずれにしても町立病院は町内唯一の医療機関だということでありまして、それに先ほどから申し上げましたとおり福祉村の中核になる施設だということでもありますから、うちの病院で全て完結できるわけではないのですけれども、1次医療を担う自治体病院としての役割としての救急だとか、それから初診診療だとかという、そういうことを、さらには健康にかかわる対応等々、そういう地域医療の役割を果たしていくよう努力をしていきたいと思っておりますし、それぞれ出された要望についてはそういう検討の中で改善をしていくように今後努力をしていきたいと思っております。

加納議長
山中保健
医療福祉
センター長

保健医療福祉センター長。

保健医療福祉センター長、山中より待ち時間の関係でございますけれども、今病院としましてはいろんなパターンでの待ち時間の体制があるのだろうといろいろ点検もしているところではございます。そんな中で、ドクターが減ったということもあるのですけれども、外来診

療に当たって出ていない先生もいらっしゃいます。そういったときに待っている方が多いときには手伝いに出ていただくとか、そういったような内部体制もとりながらやっているというのが現実でございます。そんな中で、待ち時間の長いというのはいろんなところで言われるわけですが、待っていても信頼できるというか、そういう方もいらっしゃいます、中には。その先生しかいないし、その先生にかかりたいということでお待ちいただける方もいらっしゃるわけなので、いろいろな意味で待ち時間の意味というのがあるのかなというふうには思っているところですが、信頼される体制というのがとられればある程度理解もいただけるのかなと思いますので、そういったことを目指しながら努力を続けさせていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

加納議長
清水議員

清水議員。

実は、病院の待ち時間の中で、夏場なのですが、あそこの待合室が非常に暑くて、患者さんが汗をかきながらあそこで待っていると。病院の中で事務をとっている人たちは涼しい環境でやっているのに、病気を診てもらおうと思って来ている患者さんが汗をかきながら待合室で待っているなんていう病院はないですと。それで、今年の夏のことだったそうです。風邪を引いて病院に行ったのに、中が今言ったように蒸し風呂のように暑いと。患者さん耐え切れなくて病院から出て、車のクーラーで、自動車のエアコンで我慢しながら待っていたと。なぜこんなことがまかり通っているのですかと。経費節減のためにエアコンをつけていないというのですかと。どこの病院に行っても患者さんにそんな苦しい思いをさせている病院はありませんというふうに指摘されました。私も言われてそのとおりだと思うのです。余り私病院に行くほうではないのですが、それでもたまたま行っても夏場病院に入って蒸し暑いというふうに感じる待合室というのではないと思うのですが、その点の改善策というのはいえられないですか。

加納議長
山中保健
医療福祉
センター長

センター長。

夏場の暑いという意見ほかの方からもお受けいたしまして、節電のためにとめているというわけではなくて、クーラー自体が待合室にはない設定になっておりますので、そういう指摘もいただいたことから大型の扇風機を導入するというような形をとらせていただいたり、対処はある程度させていただいたということでもあります。クーラーつけるとなるとどういったような金額がかかるかとかという、そういう見積もりなんかもとったりなんかはしたのですが、経費的なことにはかなりかかるものですから、その辺はちょっと検討しているという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

加納議長

ここで2時10分まで休憩をしたいと思います。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

- 加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 質問順位6番、飯島勝議員、2問の質問がございます。最初に、公共施設の使用料について町長に質問を行います。
- 飯島議員 それでは、町長に質問させていただきます。公共施設の使用料についてということで質問します。
- 本町の公共施設は、屋内と屋外では使用料が有料であったり、無料であったりと設定の基準のルールが曖昧で、受益者負担のあり方や算定方法、使用料改定の時期の明確化など見直す時期に来ているのではないかと考えております。公共施設の使用料無料が当たり前ではなく、施設を利用する人とならない人の負担の公平を確立させるためにも受益者負担の原則や算定方式の明確化、透明化をして、利用者に適正な応分の負担をいただかなければ町全体の負担になることとなります。行政と町民による協働のまちづくりの観点から、今後の公共施設の使用料の徴収をどのように考えているか町長にお聞きしたいと思います。
- 加納議長 町長、答弁を求めます。登壇願います。
- 小林町長 それでは、飯島議員の質問にお答えをさせていただきます。
- ただいま飯島議員が指摘のように公共施設の使用料につきましては、有料、または無料、さらには有料の場合は減免の規定がそれぞれの施設ごとに条例で定められております。公共施設には地域福祉施設、子育て施設、スポーツ、健康づくり施設、生涯学習等多くの分野があり、それぞれの対象施設ごとに定期的に見直しの検討を行っており、公共料金等審議会に諮問を行って答申を得て、最終的には議会で条例改正案を審議していただいているところでありますが、今後も社会情勢や地域の実情を踏まえるとともに、住民ニーズを的確に捉え、他の自治体の動向も参考にしながら、見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。
- なお、公共料金など住民負担の公平性や受益者負担のあり方については、行政改革大綱の検討事項でもあり、平成27年度から平成29年度までを実施期間とした第5期大綱については今月中旬に開催予定の行政改革委員会で素案を審議していただき、来年1月からパブリックコメントを行い、2月中旬をめどに答申いただく予定になっており、平成27年度からの使用料改定については、現在スポーツ、健康づくり施設等の見直しの検討中ではありますが、公共料金等審議会の答申を踏まえ、来年3月開催の議会定例会で条例改正案を審議していただきたいと考えているところであります。
- 以上、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

<p>加納議長 飯島議員</p>	<p>再質問があれば許します。2番、飯島議員。 ただいま町長が言われたように公共施設といっても研修の場であったり、コミュニケーションの場であったり、スポーツを楽しむ場であったりと範囲が広いわけではありますが、施設の使用料設定で同じく使用料を支払わなくても無料と使用料免除とでは使用する町民にとっては気持ち的に異なるので、質問させていただきました。既に使用料改定の検討が始まっているように聞こえますが、町民から理解が得られるわかりやすい使用料改定が必要と思うのですが、そのような考え方で盛り込まれているのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長、答弁願います。 それぞれ先ほど申し上げましたとおり有料とする施設、あるいは無料とする施設、さらには有料の中でも減免する施設ということであるのですけれども、今本町で例えば体育施設等で有料の中では、行政改革の中の検討でパークゴルフ場であるとかゲートボール場については有料にするという措置をとって何年か経過してきたところでありまして、ただあと野球場だとかいろいろな施設があるのでありますけれども、そこは子供さんも使うということがあって無料としてきたという扱いでありますけれども、パークゴルフ、ゲートボール場についても有料にして何年かたつ中で、それを有料にすることによる管理経費等々の兼ね合いがいろいろあるので、今回の行革の中でそれらについては検討しながら、どうするかということの方角を出していきたいというふうに考えているところでありますけれども、それぞれ施設の目的だとか内容によって有料だとか無料だとかと決めているわけがありますけれども、やっぱり飯島議員がおっしゃるとおり少し根拠についても内部的にもしっかり検討しながら、今言われましたように適正、あるいは公平性を保つように努力をしてみたいと思います。</p>
<p>加納議長 飯島議員</p>	<p>再質問はございますか。2番、飯島議員。 本町の毎年の交付金の減額だとか人口の減少ということも考えると、古くなったから新しく施設をつくるのだよということにはなかなかならないのかなというふうに思いますし、そう考えると施設の長寿命化を図るということも大変必要なことではないかなというふうに思っているところでありますが、施設の使用料は施設の維持管理や運営のための経費の一部になるものでありますから、施設の使用料を無料が当たり前とか当然だとかという考えではなくて、これからの施設の管理をするのが非常に難しくなるなということを考えると、適正に使用料をいただくという方向もやむを得ないのではないかなというふうに考えておりますが、何といたってもこの施設を長く使わせてもらえる、そういうような管理についてもやはり町民と行政と、行政の職員も一生懸命やっただいていただくことは事実であります、町民側も適切に使う、あるいは管理を上手にして長くもたせるといような考え方</p>

が必要ではないかなというふうに思っていて、そういう意味での情宣活動というのか、町民に対するお願いの仕方というのがあるといいのかなと思うのですが、町長いかがでしょうか。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 施設の長寿命化ということも先ほどの質問あったところでありますけれども、取り組んでいかなければならないところでありますし、さらには使う人、使わない人の公平化ということもありますけれども、なかなか施設ごとによっては一律に線引きできるかどうかということもあって町も苦労しているのですけれども、いずれにしてもそういう観点でいろんな形で検証しながら、どう設定をしていくかということについては今後いろいろ検討をしながら、公共料金等審議会はもとよりでありますけれども、議会ともいろいろ協議をさせていただきたいと思えます。

加納議長 再質問があれば、2番、飯島議員。

飯島議員 済みません、同じような質問になるかもしれませんが、最近土幌町の例えばスポーツ施設についてとか、その他のいろんな施設が非常に充実している部分もいっぱいあって、多分ほかの町村からも今後使わせてくれとかいう話が出るのではないかなと思えますし、全道大会とか十勝管内の大きな大会等ではそういう施設の使用ということも考えるのですが、現段階では、もう少し詳しく知りたいのですが、スポーツ関係の施設について、特に総合グラウンドという部分です。例えば野球場、陸上競技場、サッカー場とかというのですが、スケートリンクのほうも準ずるような形にはなっているようではありますが、これは条例で無料というふうに決めてあるのですが、この無料というのは見直し、有料化をするというか、有料化しても今まで町の施策の中で減免措置がなされているようではありますが、町民に対しては減免措置がなされているようではありますが、町民以外の方にそういうところまでいかないのではないかと、波及しないのではないかとと思うのですが、その点を考えると今無料化と条例で決めているのが有料という言葉になるのでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 体育施設等については、実際には管理も、あるいは使用の対応も教育委員会のほうが窓口となってやっていますので、今の実態というのですか、対応の実態等については教育長のほうからお答えをさせていただきたいと。

加納議長 教育長。

堀江教育長 教育委員会では、数多くの公共施設を管理させていただいておりますが、質問の総合グラウンドでございますが、陸上競技場、野球場、サッカー場、ソフトボール場、そしてパークゴルフ場がございます。また、農村運動公園につきましては、野球場とスケートリンクと、そ

して駐車場が整備されております。これらの施設につきましては、現在の条例では無料と定められているところであります。

また、施設の構造を見ますと、例えばフェンスで囲まれていてどこからでも入れなくなるとか、そういう施設にもなっておりません。そして、野球場につきましては、主に使われているのが小中学生であること、このようなことから条例制定時においては議会の議決をいただき、無料化になっているものと思われまます。しかしながら、これらの施設以外でも教育委員会としてはスポーツ施設管理しているわけですが、そちらのほうでまたいろいろと使用料の改定などは検討していくことにしておりますが、現段階で教育委員会としましては総合グラウンドと農村運動公園については条例で有料化にするということは考えておりません。さらに、教育委員会の権限としましては、条例を提案する権限も予算を執行する権限もございませんので、そちらについては町長のほうの権限になりますので、よろしく願いいたします。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。飯島議員。

今たまたまパークゴルフ場という言葉が出たのですが、今パークゴルフ場は有料になっているのですけれども、逆にその使い方というか、料金の徴収の仕方を少し変えられたらどうなのかなというふうに思うのです。実際にあそこの管理するのにお金がかかっていることはもちろんですし、それまでの間には当然造成のときにお金がかかっていることは事実なのですが、大会のときだけでもいただくようにして、あとふだんのときは健康増進のためにもぜひ免除するなり、減免という、減額するとかいうような方法をとられて、逆にふだんはいただかないけれども、大会のときはいただくというようなこともあっていいのかなというふうには思うのです。そういう中で何とか少しでも使用料がいただけて、それが管理のほうに回せるということはいいことではないかなというふうには感ずるので、その辺についてお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

先ほど教育長から申し上げたのですけれども、総合グラウンド関係についてはほとんどが条例上無料にしているということから徴収していないのですけれども、それに総合研修センターについては有料という規定があるのですけれども、社会教育団体に登録したものについては減免をするという規定になっていますので、実際については総合研修センターも町内の人については取っていないのですけれども、町外については取るという、そういう自治体としての運営をしているところでありまますけれども、それからパークゴルフあるいはゲートボール場なのですけれども、例えばパークゴルフ場のことでいくと有料にすることによって管理人を置いたりすると有料で取った金額よりも高いという問題もあって、どうするかということで今これから町としても

検討するのでありますけれども、いずれにしても今回の行政改革の中で検討してまいりたいと思うのですけれども、パークをただにすると今度ゲートも同じようにという話になるので、そこは今回の行革で少し検討させていただきながら、新年度予算の中で措置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

加納議長
飯島議員

再質問があれば。2番、飯島議員。

済みません、総研のアリーナの関係のことも今お話が出たかと思うのですが、今条例で決めているのは例えば1時間1万2,000円とか1万4,000円とかというような金額になっているのですが、これを準用するのは非常に難しそうな金額、大き過ぎるような金額ではないかなと思うのですが、先ほど僕も言いましたように使用料いただくのだとなればもう少し考え方を変えないと難しいかなと。例えば上土幌の総合体育館は、そういう1時間という言葉ではなくて午前中幾らとか午後から幾らとかいうような金額になっているかのように見えたのですけれども、1時間幾らという形ではなく、1時間に1万2,000円とか1万4,000円とかと言われますと非常に大きな金額になって、とても支払い切れないのではないかなと思うのですが、ぜひこの辺については見直しかけるときにしっかり見直ししていただければありがたいなというふうに思います。

加納議長
小林町長

町長。

総合研修センターのアリーナの使用料なのですけれども、たしか飯島議員がおっしゃったようにほかの町村から比べると格別に高いという条例設定をしているのでありますけれども、教育委員会等もいろいろ聞くとできる限り町民優先で、余り町外の人に使ってもらわないほうがいいという、そういう発想があったというふうに聞いているのですが、それはちょっと定かではないのですけれども、ただ、今スポーツ合宿等町外の方にも多く使っていただくという時期ですから、これについては見直す必要があるのではないかということでもありますから、教育長ともよく協議をしながら、今回の行革の中で見直す方向で検討したいと思えます。

加納議長
飯島議員

2番、飯島議員。

済みません、この件については終わりに近いのですが、使用料をいただくという形の中で、特に健康に関する部分での使用料いただくのですが、どこかの町村で健康ポイントカードを普及させて、それによって獲得した点数によって奨励する、奨励というか、褒めたたえるというのか、そういうことをやっているということもお聞きしたことがあって、大変一面ではおもしろいのではないかなと。このポイントカードを発行するに当たって、若干の町内全体の施設の使用料が含まれているというのもいいことなのではないかなと。後ほど当然奨励策というか、中にはそういう何がしかの褒めたたえる何かがあってもいい

のかなというふうに思いますので、その辺はぜひ検討していただきたいと思うのですが、そのところにあった資料を見ますと例えば健康診断等があると10点とか、これは健やかポイントだよとか、相談指導を受けると5点だよとかいうことで、それから健康に関する講座を受けると2点だよとか、スポーツ施設を利用するときには1回につき1点だよというような何かあって、合計点数で奨励策をとっているようなことがあります、こういう形の中で使用料を皆さんから薄くでもいいからいただけるといふ形になれば逆に施設に対する愛着も持っていただけるものというふうに理解するので、この辺についてはぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 公共施設の料金を取ることについては、原則的にいけば使用者負担というのですか、利用者負担という立場からいけば有料にしていくというのが正しいのでしょうかけれども、ただ実態としてはもう少し町の施設を多くの人に有効に使っていただくという、そういう施設もあるのですけれども、そういう面ではいろんな形で検討していかねばならないのでありますけれども、それとあわせて町民の皆さんに大事に使ってもらおうというのか、施設を愛情を持って使っていただくということもあるので、今飯島議員からおっしゃったようなことも今後健康づくり、あるいは交流等々の中でどんなふうに行うのかということについては今後私も内部で少し検討させていただきたいと思います。

加納議長 再質問ございますか。飯島議員。

飯島議員 この公共施設の使用料については最後の質問になろうかと思いますが、建設した時期も違いますし、算定基準を統一しなさいといっても非常に難しいものがあるし、先ほど町長が言われましたようにほかの自治体の動向というのもきっとあるので、簡単に町民にわかりやすくとか理解が得られるような、そういう使用料の設定ということについてはなかなか難しいのかなと。それは十分理解はできるのですが、やはり住民負担の公平性だとか受益者負担が原則だよとかいうことになれば、しっかりと一回は検討しておかなければ後々必ず何か失敗したかなというふうに感じるかもしれませんので、ぜひこの点についてはこれから使用料の改定について検討されるということですので、考慮していただきたいなということを切に希望したいなと思います。

以上です。

加納議長 それでは、質問の2番目、農業貨物自動車の車検延長について町長に質問を行います。

飯島議員 それでは、続けて町長に質問させていただきます。農業貨物自動車の車検延長についてということでお聞きしたいというふうに思いま

す。

北海道フードコンプレックス特区が提案しました農業貨物自動車の車検期間の延長は、農畜産物の運搬に欠かせない自家用トラックであっても年間走行距離が少ないのに毎年車検をとらなければならない現状に目を向けたものだというふうに思います。車検期間の延長で農業コストの削減とか繁忙期等における車検に要する労力軽減を図ることが期待されます。しかし、国は車検期間の延長実施には安全確認に必要なデータがないとして、十分なデータが得られるまで調査実施期間とする車検の伸長制度を今年の4月から始めましたが、農業用貨物自動車の指定要件もあって、その中には使用者は認定農業者であることが規定されており、町に指定申請をして指定書の交付を受けて、指定の整備工場で法定点検整備を受けることになっております。車検の伸長制度は、車検延長のための安全確認のデータ収集する車両を特定する重要なものですが、この制度をどのように周知してきたか。この8カ月間でどのぐらいの申請があったかをお伺いいたします。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、飯島議員の2点目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今飯島議員からお話がありました農業貨物自動車の車検期間の延長は、平成23年12月に指定を受けた北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区において規制の特例措置の提案を行った59項目のうちの1つであり、十勝管内だけの取り組みであります。農業貨物自動車については、農業資材や収穫された農畜産物の運搬に使用されるということと冬期間は使用されないこと、あるいは走行距離が短いことから車検期間を1年から2年に延長するように提案をしていたところであります。そして、国は車検期間延長の検討に必要なデータを保有していないということから、車両の実態を把握することが必要だと判断し、一定の要件を満たし、車検から1年経過時に法定12カ月点検を受けた場合に限り車検の有効期間をさらに1年間伸長する車検伸長制度を本年4月からスタートしたところであります。

そして、質問の1点目でありますけれども、制度の周知方法でありますけれども、本年4月16日から開催しました春の町づくり懇談会、さらには制度の概要についての資料を使い、農村地区9地区で説明して、さらには5月8日には土幌町農民協議会を通じて農家全戸にファクス、役場だよりでは4月30日、6月30日の2回、さらには今月15日にももう一度周知をする予定であります。

2点目の申請件数の状況でありますけれども、11月までの8カ月間で24台、21戸の申請となっているところであります。

いずれにしても、国の車検期間の延長検討には数多くのデータ収集が必要となりますので、役場だより等を通じた車検伸長制度の周知徹

加納議長 飯島議員	<p>底により農業者のご理解と協力を求めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>
	<p>以上、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
	<p>再質問があれば許します。2番、飯島議員。</p>
	<p>まず、この事業というのか、制度というのは、車検を延長するための調査する期間だよと言っているようではありますが、もう少し中身を知りたいので、質問させていただきたいと思いますが、実施の期間に十分なデータが得られるまで続くと言われていたのですが、大体どのぐらいの件数、あるいはこれは十勝管内に限定ということではありますが、十勝管内の必要な台数はこのぐらいあるのという中でお聞きできればいいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p>
	<p>具体的な中身については、現状の状況等については担当の産業振興課長からお答えさせていただきます。</p>
加納議長 高木産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p>
	<p>産業振興課長の高木よりお答えをいたします。</p>
	<p>この車検伸長制度については、十勝管内だけの取り組みということでございまして、どのぐらいの期間この車検伸長制度を続けていってデータ収集するのだということについては、具体的に何年間というのは示されていないわけではありますが、データ収集にどの程度、何台ぐらいというものについては、十勝管内においておよそ6,000台ぐらいのデータ収集を行いたいというふうに聞いているところでございます。</p>
	<p>以上です。</p>
加納議長 飯島議員	<p>再質問があれば。2番、飯島議員。</p>
	<p>この事業というのか、制度の指定要件というのがあります。この中に先ほど僕言ったように認定農業者でなければだめだよと言っているのがあると思うのですが、そのほかの走行距離が比較的短いとかいうのもきっとあるのだと思うのですが、そのほかにこれが要するに車の特定をしなければきっとデータ収集にもならないわけですから、その辺についてもう少し例えば認定農家はというのか、士幌町でこれに該当しそうな台数は何台とか、十勝管内でこれだけあるとかいう話がもしわかれば教えてください。</p>
加納議長 高木産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p>
	<p>産業振興課長、高木よりお答えをいたします。</p>
	<p>まず、指定要件についてなのですが、1つは認定農業者であること、あるいはその構成員であること、例えばお父さん名義になっている車両等もあるかと思しますので、経営主ではなくてその構成員であってもいいということになっております。それから、車両については、総重量が8 t未満、それから最大積載量が5 t未満の自家用貨</p>

物自動車、それから車検証の車体形式がキャブオーバー、またはダンプと、一般的なトラックという意味であります。それから、年間の走行距離が1万km以下であることということで、前回の車検を受けたときから1年たって、今回その車検伸長をする申請をするときまでの、車検証に前回の車検時の走行距離というのが出ていますので、そこから現在のものを引いて、1年間1万kmであることを町のほうで確認をします。それから、十勝管内で使用している車両と、通常はそういうふうになりますけれども、それからナンバーは帯広ナンバーと、そういった要件がございます。

それから、台数です。士幌町内におきましては、認定農業者が371名というか、戸ございます。その方が持っている車両の台数というのは、町のほうでは実は押さえられておりません。残念ながら押さえられておりません。それから、十勝管内においては、認定農業者の数が5,566人というふうに聞いております。同じく車両の台数も1台以上は持っているかというふうには想定されますけれども、具体的に何台というのはデータとしては特区のほうの事務局をやっている帯広でも押さえしていないというのが現状でございます。

以上です。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。2番、飯島議員。

もう少しお聞かせください。

この申請を町にするわけですが、そのときにどのように手続があるのか、またそれがもっと簡便な方法になるものか、ならないものか、その辺についてもできればお答えいただきたいと思います。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

同じくお答えをいたします。

町づくり懇談会等でもお話をしてくれているわけでございますけれども、町に申請する際にはそのトラックの車検証、それから前回車検を受けたときの点検整備記録簿、そして伸長の申請をしていただくときのトラックの走行距離のメモを持ってきていただいて、産業振興課のほうで確認をして認定証というのを発行するのですけれども、当日もしくは翌日に発行させていただいていると。手続については、これが必須要件なので、これ以上簡便な方法というのはできないというのが現状でございます。

以上です。

加納議長
飯島議員

再質問があれば。2番、飯島議員。

わかりました。今の要件についてできればしっかり僕らもメモしておいて、この後考えたいと思いますが、実際にこの車検の伸長制度で、まず車検を延ばすという話ではないわけですから、即車検の延長、1年から2年にするのだよということではないわけです。とりあえず車検を受けるような形だけはとるのですが、実際に車検をとるわけでは

	ありません。例えばどのぐらい安くなるのかなということもちゃんと聞いておきたいのですが、この点はどうか。
加納議長	産業振興課長。
高木産業 振興課長	産業振興課長、高木よりお答えをいたします。 車検伸長制度におけるその費用の面のどのぐらい安くなるのかということについては、車検の検査手数料の1,800円が安くなるという形でございます。 以上です。
加納議長 飯島議員	再質問、2番、飯島議員。 なかなか1,800円のためにということにはすごくいかないのかもしれませんが、でもこれは車検が1年から2年になれば大変ある意味では経費的にも落ちるわけですから、やはり皆さんで受けれる形が一番いいのかなというふうに思っているのですけれども、その受けるというか、この車のこと、車検が結果的にはないのです。例えば自賠責や何かよく言われているのは、例えば任意保険等は車検のない車では免責等が大きくなってとかいう話があるのですが、車検の伸長という制度というものは、車検があるのですか、ないのですか。
加納議長 高木産業 振興課長	産業振興課長。 産業振興課長、高木よりお答えをいたします。 1年間車検の有効期間が延びた車検証が交付されるという形でございます。その車検を伸長する際には通常と同じ、車検時と同じ自賠責保険に当然1年間加入しますし、重量税も支払うと。その費用も含めて安くなるのが1,800円であるということでございます。その車検伸長時に12カ月点検を当然するという事になっているのですけれども、車検のときも実は12カ月点検というのはした上で車検のテスターにのっけて検査をしているということでもありますので、やっている内容自体は、今回の車検伸長制度というのはやっていることは車検と実は同じことをやって車両の確認をしていると、安全確認をしているというのが実態でございます。 以上です。
加納議長 飯島議員	再質問、2番、飯島議員。 済みません、何かよく意味がわからないのですが、この車検の手続のための印紙代等ですか、それが1,800円が安いということは、車検証があるということではなくて、車検が何か一時的にとまっている状態ではないのですか。
加納議長 高木産業 振興課長 加納議長	産業振興課長。 車検の有効期間が1年延びた車検証が交付されるということです。 以上です。 飯島議員。

飯島議員	とりあえず車検はあってないようなもののように聞こえて仕方がないのですが、印紙代を出していない以上は車検証に何年何月まで有効となるというふうにはどうも思えなかったのですけれども、いずれにしてもそういう証明書がつけられるということで、車検があると同様な扱いがされるというふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。
加納議長	暫時休憩いたします。 午後 2時49分 休憩 午後 2時51分 再開
加納議長	それでは、休憩を解き会議を再開します。 再質問ございますか。2番、飯島議員。
飯島議員	先ほど十勝管内で5,556名ほどの認定農業者がおられて、この方々がお持ちの車は1台か2台はカウントされるだろうということを考えると、先ほど6,000台ほどのデータがそろえばということであれば、皆さんで1年、2年頑張ればもしかしたら車検制度が1年が2年になる可能性もあるのではないかなという意味で、非常にある意味ではめどが立っているのではないかなというふうに思っているところでありますが、最後にこの事業ですか、例えば特区で最終的なことを考えたときに、1年の車検期間が2年になり、そのほかにも何か考え方があるわけではないのですか。例えば法定点検は6カ月ごとのやつもあるわけですから、それは省いてもいいとかいう話もあるのですか。
加納議長	産業振興課長。
高木産業振興課長	産業振興課長の高木からお答えをいたします。 車検のほかの現在も6カ月法定点検、あるいは2年車検の車両については12カ月点検というのもあるかと思うのですけれども、その部分がどうなるかということについてはまだ明らかになっていないという現状でございまして、やはりこの特区の中ではそこら辺も緩和をしていただけるようにならないものかということで要望しているというふうにお聞きをしているところでございます。 以上です。
加納議長	再質問あれば。2番、飯島議員。
飯島議員	この車検が1年を2年にしようということでの話でありますので、ぜひ多くの認定農業者の方々にはこの事業に参加していただいて、1年から2年の車検にしようというふうになればいいなということを期待したいというふうに思っておりますので、これを最後の質問にさせていただきます。ありがとうございました。
加納議長	これで飯島勝議員の質問を終了いたします。 それでは、質問順位7番、森本真隆議員、除雪に対する今後の対応

について町長に質問をいたします。

森本議員 私からは、町長に除雪に対する今後の対応について質問をさせていただきます。

本格的な冬を迎え、町内の除雪作業も本格化していきますが、現在の除雪運行ルートについて町民の要望にどのように対応しているか、また企業入札が減少傾向にある中、今後どのような対策をとっていくのか、町長の所見を伺うものです。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、森本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、除雪車の運行路線に対して町民要望があった場合どのように対応しているかという質問でありますけれども、平成26年度における土幌町の除雪体制については、町有車両が貸与委託5台を含む7台であります。そのほか借り上げ車両が予備車7台を含む24台の計31台の体制で実施するものでありますけれども、道路については町道総延長590 k mのうち57%になる285路線340 k mを実施するものでありますし、さらに公共施設の49カ所を8事業者1個人で路線ごとに配置した除雪機械により実施しているところであります。それから、除雪実施路線については、それぞれの重要度に応じて1から2級路線、準幹線、その他路線に区分をして、バス路線、それから集乳路線、生活道路、通学道路など地域の主要道路として構成される路線について除排雪を実施しているところであります。

それから、要望として出されている多くは、非除雪区間の解除にかかわるものでありますけれども、限られた車両数と時間内での作業となることから民家がない区間、あるいは路線変更による延長は全町的な除雪車の増車につながることから、十分協議をしながらこれまで判断をしてきたという経過であります。

それからまた、2点目の質問であります契約の方法についてでありますけれども、実施できる除雪事業者が限定されることから、除雪については随意契約としているところでありますけれども、維持管理費の増嵩やオペレーター不足とあわせ、降雪状況ということで暖冬があったり、少雪、雪が少なかったりということの変化がある中で除雪事業者の負担も大きくなる中、除雪事業者の確保が難しくなるという、そういう状況にあるところでありますし、今年度から市街地における最低補償時間と支払い方法について見直しを図ったところであります。

それから、冬期間の道路交通の確保は、通学、通勤、救急、防災などの住民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動を支えるため極めて重要な問題でありますので、除雪事業者や関係者との協議を十分行いながら、今後とも安定的、継続的な除雪体制の確保に向けて

努力をしまいたいというふうに認識をしているところであります。

加納議長
森本議員

以上、森本議員に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。3番、森本議員。

それでは、町民要望に対する点について再質問させていただきます。

ここでは要望の多く、大半を占める要望である非除雪区間の解除についての回答がありましたが、その他と言われる少数の要望も含めた協議のプロセス、要望した町民の方たちにとってはどのような作業が行われ、どのような協議が行われたのか、その結果どういう判断が下されたのか、この点については非常に興味がある点だと思いますので、まずこの十分な協議の中のどのような作業が行われているかお聞かせいただきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

具体的な協議の内容等については、車両センター長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
佐藤
道路維持
担当課長

車両センター長。

建設課道路維持担当課長、佐藤よりお答えさせていただきます。

今森本議員の質問にあったとおり、非除雪路線の解除ということなのですけれども、当然この解除部分については建設課内部で検討を経て、理事者レベルの協議ということになるのですけれども、その過程で具体的には町長の回答にもありましたとおり民家があることによってそこが生活道路の一部になっているということがまず1つあります。特に土幌町の場合南北線というのが吹雪で吹きだまるという、そういった傾向がありますので、吹雪によって通行障害が起きやすい道路に対して風雪の影響の少ない東西の線を補完的に使用できるような道路がある場合、あとそのほかに風雪の影響が少ない路線に変更をする場合、または全体の路線延長に伴わない路線変更といった形で、大体この指標をめどにして非除雪路線の解除する、しないというのを段階づけて実施しているというのが現状でございます。

あと、その他の要望ということだったのですけれども、区間解除以外の要望ということでもよろしいですね。これについては、特に市街地なのですけれども、もう少し早く除雪してもらえないのかというのがまず1点あります。雪の量にもよるのですけれども、出勤時間を最大早朝の3時半まで繰り上げて実施する場合もあるのですけれども、これ以上になると今度うるさくて寝てられないとかそういった苦情が来ますので、3時半から大体4時半ぐらいの出勤時間を雪の量に応じて決めているという、そういった現状にあるのですけれども、新たに団地造成がされたりだとか、公共施設の駐車場だとかそういったものが併設されてきたりだとか、そういった面でなかなか除雪事業者がそこに参入してくれる事業者がいなくて、この間ちょっと時間がかかって

いたという経過もあるのでありますが、昨年より1社参入していただいた事業者がありますので、その部分については改善できたかなとは現在思っています。

あとそれと、郊外についてなのですけれども、やはり吹きだまり除雪、暴風雪が強いときにどうしてもその除去ということで要望が出されます。

それと、最近ちょっと多くなってきているのですけれども、時間指定の除雪が要望的に多くなってきています。というのは、例えば朝一番の飛行機に乗りたいのだと、そういったことで何時まで私のところ除雪してくれという要望もあったりして、そういった要望がちょっと多くなってきているのが現状でございます。

以上です。

加納議長
森本議員

再質問があれば許します。森本議員。

それぞれの要望に対して丁寧な対応といいますか、回答も恐らくされているものだと推定いたしますし、最大3時半まで時間を繰り上げての除雪ということで、除雪従事者に皆様には心から苦勞いただいていることに感謝をさせていただきたいと思っております。

先日私の住んでいる地区で町づくり懇談会が実施されまして、そこでも除雪路線の変更について要望がございました。そのときに町長の回答にもこっこの路線をやめて、新たな路線をやってほしいという要望になら対応できるよという回答がございました。要望に全て応えて総延長を延ばしていくということは、町財政を圧迫することになるかと思っておりますので、基本的には1路線を廃止して1路線を新たに設置するといったような方法がよろしいと思うのですけれども、ここで参考に、積雪の量によってその年、その年で除雪費が変わってこようかと思っておりますが、数年の平均値等がもしあれば教えていただきたいと思っておりますし、除雪延長距離の推移とあわせて教えていただきたいと思っております。

加納議長
佐藤
道路維持
担当課長

道路維持担当課長。

道路維持担当課長、佐藤よりお答えさせていただきます。

除雪延長の推移ということなのですけれども、手持ちの資料で過去10年間の推移がありますので、これについて述べさせていただきたいと思っております。距離については、町長の回答にもあったとおり、現在除雪をしている距離が340kmと。この10年間の推移として、降雪量だとかそういったこともありますけれども、平均データ、累積降雪量、降り積もっていった量なのですけれども、平成16年から大体129cmになります。借り上げ料が2,470万円、委託料が81万8,000円、直営車の経費が1,208万3,000円、このぐらいの経費がかかっているという状況でございます。

以上です。

<p>加納議長 森本議員</p>	<p>再質問があれば許します。3番、森本議員。 今お答えいただいた平均値をもって、例えば路線変更の要望があつて1 km新たな路線を除雪することになった場合どの程度の費用増になっていくのか、データがあれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>加納議長 佐藤 道路維持 担当課長</p>	<p>道路維持担当課長。 お答えさせていただきます。 大体1 km11万円強ぐらいです。これについては、駐車場とかそういったところも全部含まれた数字になりますので、それを含んだ中での道路延長1 kmに対して約11万円ということでご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>加納議長 森本議員</p>	<p>1 kmといっても往復の距離だとか路面整正の距離だとかというものも加味されますので、ちょっと現実的に高いのかなとは思うのですけれども、そういった往復、路面整正、排雪等も含まれているということでご理解いただきたいと思います。 以上です。 再質問あれば許します。3番、森本議員。 今までさまざまなデータ教えていただいたわけですがけれども、現在寄せられている要望というのは、個人、または団体等から単独で、同時期ではなく寄せられるものであると思うのですけれども、ここで全町一斉に各地区等の要望の取りまとめというのを実施してはいかがかなと思うのです。そこには私も先ほど同じ意見だと申し上げました基本的に総延長をできるだけ変えない変更、現在除雪している区間を変更して、そこを削除して新たな路線を設定するといったような要望、個人の要望もあると思いますし、公民館単位での要望もあると思います。さらには、要望根拠によっては代替路線でなくても要望をかなえるべき案件も出てこようかと思えます。さらには、現在除雪している区間、単純に除雪しなくてもいいのではないかという意見ももしかしたら出てくるかもしれません。それを一度全町的に要望をとることによって全町的な調整をしていける、運行プランを改めて立てることができると思うのですけれども、それらの要望調査について町長どうお考えになりますか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 除雪の実際の実施の内容については、今道路維持課長からお答えをしたとおりでありますけれども、今の区間にして行っているところでもありますけれども、その後状況の変化としては、1つは今全地区で取り組んでいただいている農地・水・環境保全向上対策事業で事業のメニューとしてあったのでありますけれども、現在は国の指導で対象事業にしないということがあったのと、それからもう一つは先ほど最初の答弁で答えたとおりで、除雪業者のオペレーターが少なくなっているということで確保がなかなか難しいというようなそんな状況にある</p>

ところで、今の路線等総合的な除雪km数は基本的には今の形で維持せざるを得ないということでありまして、ただ道路の廃止だとかいろんな状況で地区内と協議をする中で路線を変えてくれという話については地元と、懇談会でもお答えしたところでありまして、それについては協議をできるものについてはしていきたいなというふうに思っているところであります。ただ、総体については、なかなかこれ以上ふやすのはむしろ難しいのかなというふうに考えているところでございます。

加納議長 再質問があれば。3番、森本議員。

森本議員 今質問をさせていただきました町内一斉に調査をして、全町的に調整ということについてはいかがでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 来年度以降いろんな地域の実態を少し聞かせていただいて、総量としては変えないのですけれども、もう少し路線だとか先ほど課長が言った時間の問題等については、全体的に地域の、公民館等々から意見だとか実態を少し聞かせていただいて、対応についてはそれぞれ個別に各地域と協議をさせていただくよう進めたいと思います。

加納議長 再質問あれば。3番、森本議員。

森本議員 町民の要望に対してぜひ適切な取り進めをお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問に関してであります。除雪事業者の確保が難しくなる傾向にある、今町長もおっしゃいましたが、どのように除雪事業者の数推移してきているのか。具体的に困難、難しくなる傾向という点、要因についてはどんなものがあるのか。上には維持管理費の増嵩やオペレーター不足ということで書かれておりますが、現状、それから来期の見通し等がわかればお答えいただきたいと思えます。

加納議長 道路維持担当課長。

佐藤 道路維持担当課長、佐藤よりお答えをさせていただきます。

道路維持担当課長 町長の回答にもあったとおり、近年の暖冬、少雪ということで、稼働時間に応じた支払いになっているということもありまして、除雪機械の維持管理について特に経費がかかってくる。なかなかそれが売り上げとして上がってこない、そういったことと、今町長言われたとおりオペレーターが最近非常に不足している。特に運輸関係、運転者の方が不足しているということもお聞きしていますけれども、やはり実態的にそれがもう出てきているという状況にあります。

それと、特に市街地を担当する除雪事業者の方々なのですけれども、どうしても郊外に比べて降雪、降っただけの雪の除雪という形になるものですから、降雪がなければ稼働がないと、売り上げにつながっていかない。しかしながら、郊外については若干風雪等で吹きだまりの除雪がありますので、出る機会は市街地より多いということで、特に

市街地の除雪事業者の方々からは現実に1社今年度いっぱい撤退させていたきたいという話も実際は受けております。新たに参入してくれるところがどこかあればいいのですけれども、なかなかそういったところも今現実ないという状況にあります。これうちだけの問題ではなくて、全体的、管内、特に都市部も含めて、帯広市含めてそういった傾向にあるという状況にあるようです。今年は何とかなったのですけれども、来年は1社そういった形でちょっと通告受けているような状況もありますので、それに向けて何とかまた来年は確保していききたいと、そういった状況に現状今なっております。

以上です。

加納議長 それでは、ここで一旦休憩させていただきたいと思います。

午後 3時18分 休憩

午後 3時30分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば許します。3番、森本議員。

森本議員 先ほどのお答えの中で、撤退を申し入れている除雪業者さんもいらっしゃるという内容でありました。このまま来年もし除雪事業者さんが1社撤退することになると、町内全体の除雪力の低下が確定することになります。除雪力を確保するためにも新たな方策が必要かと思いますが、改めて建設協会への要請、これは行っていくべきだと考えます。もう一つ、これは早期に判断が必要なことかと思いますが、町が保有する最低限の除雪力の確保、この考え方について町長どう考えるかお聞きしたいと思いますが、町保有の車両の増車、これも視野に入れていかなければいけない、しかもその判断は早急にしなければいけない事項だと思えます。町財政厳しい状況ではありますが、その点についてどうお考えになるか町長の考えをお聞かせさせていただきたいと思えます。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 建設協会を初め地元の建設業者の方に何とかやっていただく方向で協議をしていきたいのですけれども、そのために例えば今年一部改定をしたのでありますけれども、例えば補償時間の調整だとか、あるいは経費の委託料等々もあるのですけれども、そういう条件をどう調整していくかということもあるのだと思えますけれども、もう一つは今個人の方で1人やっていただいているのですけれども、そういう形で地域でやれないのかということもあるのでありますけれども、最終的には今程度の除雪力の保持は必要だということでもありますから、言われたようにどうしてもなければという、町としてどうするかということも考えていかなければならないということでもありますけれども、い

	<p>ずれにしても早期に除雪体制を維持できるような方向については十分留意をしていきたいと思えます。</p>
加納議長	再質問があれば。3番、森本議員。
森本議員	要請活動、それから町保有の車両の増車についても早急に検討することでお答えをいただきました。恐らくここ1、2年の判断が必要、もしくはそれよりももっと早く、待たなしの状態であると思えますので、今後も町民の冬の安全の確保、道路の確保、それからオペレーターの育成も含めて町民の安全を守るために真剣に検討をしていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。
加納議長	<p>以上で森本真隆議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位8番、服部悦朗議員、2つの質問がございます。まず最初に、農家戸数、農家人口の減少についてを町長に質問いたします。</p>
服部議員	<p>それでは、大変皆さんお疲れだと思いますので、早く終わらせたいと思えます。</p> <p>少子高齢化が進む中、将来の町の姿が描きづらくなっています。活力のある町、豊かな町を目指して5期目の町政を担われるに当たって次の点についてお考えを伺いたしたいと思います。</p> <p>本町の基幹産業である農業について、農家戸数、農家人口の減少は農業から見ても、また行政サイドから見ても大きな問題であり、現状を踏まえての将来の推計とその対応をお伺いしたいと思います。</p>
加納議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。
小林町長	<p>それでは、服部議員の1問目の質問にお答えをさせていただきますと思えます。</p> <p>典型的な純農村である本町は、基幹産業である農業が地域経済、社会を支えている町でありますけれども、農家戸数につきましては昭和30年の1,013戸をピークに減少し、過疎化も急速に進行してきたところでもあります。離農跡地の取得などについては、交換分合を中心とする農地集積の推進によって生産基盤が拡大され、個々の農業経営が安定しながら推移をしてきたところでもあります。</p> <p>しかし、近年経営規模の拡大に伴い、農業機械の大型化が進んだ一方で、担い手の減少や高齢化の進行などにより農家戸数は減少傾向であり、農林業センサスでは平成2年に517戸、平成7年496戸、平成12年には449戸、平成17年には414戸で、平成22年394戸と20年間で大体123戸が減少となっているものであり、率にすると23.8%が減少となっているものです。また、農業就業人口は、平成2年には1,577人、平成7年には1,472人、平成12年には1,397人、平成17年には1,338人、平成22年には1,263人と、これについても20年間で314人、19.9%の減少となっているところでもあります。</p> <p>次に、農家戸数の将来推計についてであります。北海道立総合研究機構、中央農業試験場が農林業センサスをもとに北海道農業、農村</p>

の動向予測を行ったところ、本町においては平成22年の394戸から10年後の平成32年には334戸、15年後の平成37年には305戸まで減少するというふうに予測をしているところでもあります。また、本町の認定農業者の経営改善計画をもとに経営主が60歳以上の農家は79戸あるわけでもありますけれども、そのうち将来担い手となる構成員がいない農家については32戸で、その構成員は70人となっているところでもあります。

なお、農家人口に対しての公的機関がまとめた推計は今のところないところでもあります。

次に、これらの将来推計を踏まえての対策についてでありますけれども、1つ目は将来にわたって農業を継続できる農業所得を確保するため現在国による経営所得安定対策が講じられているところではありますが、制度の継続と拡充を要望することはもとより食料自給率をしっかりと示しながらの農業政策の組み立て、それとそれぞれの地域に適した対策とすべく適地適策の展開を国に強く主張してまいりたいと存じます。

2つ目は、土幌の農業を支える多様な人づくりでありますけれども、地域農業の担い手育成、確保は最重要課題であり、国の青年就農給付金制度の活用や土幌町独自の農業担い手育成育英事業、新規就農者農地確保円滑化支援事業による後継者、新規就農者対策、土幌町担い手支援協議会による花嫁対策を引き続き実施してまいる予定であります。また、酪農、畜産では研修生、従業員が不足する現状にありますので、特に農業労働者の確保に努めてまいりたいと存じます。

3つ目は、農業経営の複数法人化と経営形態の見直しについてであります。土幌町農業振興対策本部において関係機関と十分議論を行わなければなりません、効率的かつ安定的な経営体の育成、確保を図るための一つの選択肢として、他産業との連携や雇用の通年化など新しいモデルを調査研究してまいりたいと存じます。

4つ目は、土幌の基幹産業はあくまでも農業であります、今後の推進に当たっては、新しいニーズとしてブランド化や地産地消が進む中で食の創造や発信など農業、農村の多面的機能を生かした土幌型農業プラスアルファの展開が必要であると認識をしているところであります。

以上の4項目を視点に農協を初め関係機関、団体との議論を重ねながら農業の振興を図ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、服部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
服部議員

再質問があれば許します。7番、服部議員。

TPPの動向を注視しているわけですし、その内容によっては厳しい状況になるのではないかというふうに言われていますけれども、農家の減少は、今までの農家の減少というのは生産基盤の拡大とか農業

加納議長
小林町長

経営の安定につながっていったということがありますけれども、少なくとも減少はとまっていますし、この減り方は農業の基盤はもとより行政、自治体の基盤も揺るがしかねないものであります。改めて今のこの現況をどう思われるかお伺いいたします。

町長、答弁願います。

特に今申し上げましたとおりTPPが大きな山場を迎えるということとありますと、いずれにしても5品目が守られないということになると本町の農業には大きな影響を与えるわけでありまして、特に農業の加工産業が発展している本町においては、農業だけでなく地域の産業経済にも大きな影響を与えるものという認識をしているところであります。

加納議長
服部議員

再質問あれば、7番、服部議員。

お答えの中で、農家人口に関しての推計なのですが、公的な機関がまとめたものがないというお話だったのですが、行政上の計画を作成するときなどのデータは必要だと思うのですが、将来を推計するときに統計上の数値のほかにデータというか、そういうのは必ず必要になってくると思うのですが、一定地域の単位でそういった数値をつかむ必要があると思うのですが、今までもこういった地域の細かな実情を加味した推計というか、数字というのを持っていなかったのですか。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長の高木よりお答えをいたします。

農家人口等に関する数値ということなのでございますけれども、町のほうでは国の制度の中で人・農地プランというのがございます。この人・農地プランというのは、持続可能な力強い農業を実現するための人と農地の未来の設計図として策定をするものというふうに定められてございまして、本町におきましては認定農業者の経営改善計画をもとにつくっているわけでありまして、農家ごとに構成員、それから現状の経営規模、それから5年後の平成30年になるのですけれども、目標の経営規模を定めておりまして、地域の中心となる経営体というものを計画の中で位置づけているものでございます。

この人・農地プランというのは、これを定めて農家をその中に位置づけておかないと、スーパーL資金の当初5年間の無利子制度というのがあるのですけれども、これが受けられない。あるいは、経営体育成支援事業の補助の活用ができないというようなことがございますので、本町におきましては全農家375戸でございますけれども、これを全て中心となる経営体としてこの計画の中に位置づけをして策定をしているものでございまして、その中に経営主の年齢であるとか、あと構成員の数等々を位置づけておりますので、それらをもとに先ほどの町長の答弁にありました60歳以上の経営主が79戸あるだとか、将来担い手となる構成員がいない農家が32戸あると、その構成員は70人に

上るといふものを調査したものでございます。

以上であります。

加納議長
服部議員

再質問あれば、7番、服部議員。

今人・農地プランのお話をされて、その中にそういったデータがあるというお話です。先ほど午前中にあつた大西議員の人口の話の中にもありましたように、これから推計していくためには人口の構成の内訳だとか各年齢層がどうなっているかとか一定の地域、ある程度の範囲の中でのそういった地域の細かな実情というのを数値でつかんでいなければだめだなというふうに思っていますので、今言われたプランを利用したというか、使った中でのそういったこれからのデータを集めておいていただきたいなというふうには思っております。

それから、お答えの中にもありましたけれども、第5期の町づくり総合計画の施策の中に多様な新規参入者の人材育成、確保、また生産法人の育成等が述べられていますけれども、平成18年から27年のこれは計画ですけれども、計画を9年ほど経過した現在これをどういうふうにも評価されているのかお聞きをしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

産業担い手の育成としての取り組みについては、先ほど申し上げたとおり、それぞれ研修に出すとか、あるいは国の制度によって給付金を出すとかという取り組みをしているところでもありますけれども、より農業情勢が多様な中では新たな担い手対策を進めていく必要があるのだらうというふうに認識しているところであります。今農協を初め関係機関と連携しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

加納議長
服部議員

再質問、7番、服部議員。

先ほどの答弁の中にもありましたように、さまざまな対応の中でこれから取り組んでいただくということは理解したのですが、大西議員も言われていた中に、私も個々の事情で農業を離れることをとめるということはなかなか難しいというか、その状況によってなのですが、難しいことは承知しているのですが、農業経営の持続を考えたときにやはり未婚の方がいるということも大きな問題であるというふうに私も考えております。農業委員会で農業担い手支援として交流会等も取り組まれているのですが、これは私も経験があるのですが、極めてデリケートなことでありますけれども、先ほどもお答えになっていますが、改めてもう一度これをどう取り組んでいくのかお答えをいただきたいと思っております。

加納議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

担い手の花嫁対策というのは、農業委員会の事業として取り組んできたのでありますけれども、今後は、先ほどもお答えしたところでもありますけれども、農業委員会ではなくてもう少し例えば農協、さらには地域の青年団体等も含めて、幅広い形でいろんなことを取り組んで

加納議長
服部議員

いかなければならないなということで、農業だけではなくてほかの産業もそうなのでありますけれども、ぜひ農業についてはパートナーを得るということは極めて重要なことでもありますから、今後ともいろんな角度からいろんな取り組みをしていきたいなと思っています。

7番、服部議員。

これだけで全てが解決する問題ではないと思いますが、しかし少なくとも経営をやっている以上パートナーがやっぱり必要であろう、維持していくためには、これから継続していくためには必要であろうと。かなりの数の方がそういった状況にあるわけですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、他町村でもあるような研修施設等を入れて、そういった希望している人に来ていただいて、この地域を知っていただいて、その中で出会いというのがきっかけになればと、また新規就農にでもつながればというような、簡単なことではないですし、必ず結果が出るとは思いませんし、時間のかかることかもしれませんが、やはりそういった希望の人があることも事実ですので、ぜひその辺も検討していただいて、そういった研修施設等の設置等も考えていただきたいなというふうに思います。そのことについてひとつお願いいたします。

加納議長
小林町長

町長。

本町も多くの農業実習生だとかを入れながら営農しているのですが、今後例えば後継者もそうなのでありますけれども、酪農であればヘルパー等々農業の担い手を育成していくということでもありますけれども、ただ、今のように募集をしていくだけということでは今後将来考えたら難しいのかということでもありますから、これは農協等とも十分協議しなければならないのでありますけれども、少しモデル農場のようなものをつくって、そこで担い手を育成をしていくというようなことも考えていかなければならないのかなという認識をしているところでありますけれども、これについては町だけでなく農協もかわることですから、農協の組合長とも十分協議をして、そういう取り組みも目指していきたいなというふうに思います。

加納議長
服部議員

再質問があれば。7番、服部議員。

基幹産業である農業は、地域の経済を支えていますので、この町の将来像、そして目指すところの高い目標に向かって行政というか、町長、それから農協であれば組合長、商工業であれば商工会長、農業委員会会長等もトップが同じ思いを共有して、常に話し合う姿勢が極めて大事だなというふうに思っていますので、そのリーダーとなって町長が取り進めていただきたいなというふうに思います。お願いをして、この質問を終わります。

加納議長

それでは、引き続きまして高齢者対策について町長に質問を行います。服部議員。

服部議員	<p>それでは、2問目、本町は施設型介護を中心に取り組んでいるが、国は在宅介護に向け介護報酬の改定を予定しています。本町の高齢化人口をどう捉えて、高齢者の介護対策をどう講じようとしているのかお伺いいたします。</p>
加納議長	<p>それでは、答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
小林町長	<p>それでは、服部議員の2問目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。</p>
	<p>国においては、平成27年度の介護保険制度の見直しの中で、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みをより一層発展させていく必要があります、この流れに沿った介護報酬改定が行われようとしているところであります。また、在宅医療だとか介護連携の推進等の新しい地域支援事業の総合事業に積極的に取り組み、保険者である市町村が主体となった地域づくり、まちづくりを本格的に進めるための計画が必要であるとされているところであります。</p>
	<p>本町においては、現在第6期の介護保険事業計画の策定を進めているところでありますが、本町の高齢化人口については介護保険制度開始時の平成12年と平成26年を比べると、高齢者人口は1,547人から1,831人へ、高齢化率については22%から28.6%と大きく増加しているところであります。さらに、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年には高齢者人口のピークを迎え、高齢化率は36.4%と人口の3割以上が高齢者となる社会が到来するものと推測をしているところであります。</p>
	<p>第5期の介護保険事業計画においては、高齢者に優しい環境づくりとして見守りつき高齢者向け公営住宅の建設や介護サービスの充実として小規模多機能型居宅介護の開設など、在宅介護へとシフトするサービスの体制を進めてまいりました。なお、平成26年度中に実施しました第6期介護保険事業計画策定に向けた一般高齢者のアンケート調査では、自宅での介護サービス利用の意向が約4割という結果になっているところであります。</p>
	<p>今後の高齢者対策であります、介護保険制度における具体的な対応として、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスなど予防給付の見直しと地域支援事業の充実や地域ケア会議の充実の取り組みが必要と考えているところであります。また、高齢者ができる限り住みなれた地域で生活できるように高齢者の社会参加や支え合う体制づくり、介護予防などを関係する機関、団体と連携しながら推進してまいりたいと存じます。</p>
	<p>以上、服部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p>

加納議長 服部議員	<p>再質問があれば許します。7番、服部議員。</p> <p>さらに今後高齢者の人口が増加するという中、見直しが決まった新たな制度が負担増、また給付縮小の厳しい内容になっていると思います。今第6期の介護保険事業計画の策定中ということなのですが、ちょっと中身について質問をしたいのですが、問題がなければというか、わかる範囲内でよろしいので、お願いをしたいと思います。サービスのうち要支援向けの訪問介護とデイサービスが市町村の事業に移されるということになっているのですが、市町村になると何がかわるのか教えていただきたいと思います。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>それでは、この件については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。</p>
加納議長 大森保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より回答させていただきます。</p> <p>要支援1、2の方の通所介護、予防の通所介護と予防のヘルパー、訪問介護でございますが、今までですと介護保険の予防給付の中に入っていた制度が町の地域支援事業のほうに変わっていくということで、予算の財源も変わってきます。</p> <p>そしてまた、体制ですが、今まで要支援1、2の方は、介護認定から要支援1、2というふうな判定をしていた方もいらっしゃると思うのですが、その中でヘルパーだけではなくて、短期入所を使う方とか、あと福祉用具貸与とかほかのサービス事業は予防給付のまま使えるということになりますので、そのデイサービスとかヘルパーについてだけ地域支援事業に、ほかの高齢者の介護予防事業と一緒にということになりますので、そこが必ずしも介護認定を通らなくても例えば地域包括支援センターの窓口の相談によってその方たちをチェックリストによって要支援の地域支援事業の総合事業に持っていくということもできるわけです。そこが大きく変わる点だと思います。</p> <p>ただし、介護保険制度の改正は、平成27年4月から取り組める町村から取り組んでくださいということですが、27年4月から取り組めるというのはなかなか難しいのです。まだほかの事業所ができたり、それに向けての準備をしないといけないので、29年4月までにはどこもその地域支援事業に持って行ってくださいというような国の動きでございます。それに向けて計画づくりを今の土幌町としてどのようにその制度を持っていくか第6期中で計画策定をしていく準備中ということでございます。</p>
加納議長 服部議員	<p>以上でございます。</p> <p>再質問あれば。7番、服部議員。</p> <p>基本的には従来のサービスとサービスが変わることではないですね。サービスを受けるあれからすれば、サービスを受けられな</p>

加納議長	<p>くなるかそうではなく、従来どおりのということでとっていいですか。</p> <p>保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>済みません、説明が不十分で申しわけございません。今のデイサービスの内容とかヘルパーの訪問介護の今までやっていた内容と全て同じかという、そうではありません。その中で、組み立て方なのですが、例えばヘルパーでありますと訪問介護事業所の専門職の方が訪問介護をするということが今後もっと軽いサービスであれば、例えばごみ出しを手伝いますとか、お買い物を手伝いますというような形で生活支援だけのサービスという方も要支援1の方だといらっしゃるのです。その辺の部分がどのように構築するかということで、国はボランティアを投入していこうとか、地域の住民を捉えていってくださりようなサービスに変わっていく可能性がございます。</p> <p>それと、もう一つ、デイサービスももちろん今のデイサービス並みのところに通う方がいい方もいれば、社会福祉協議会とか各団体と今協議中なのでございますが、例えばサロンとかふまねっととかいろいろなことを社会福祉協議会で事業を展開していております。その中の介護予防事業に入れていく方もその中に含まれるということも考えられます。そのところが大きく変わっていくところだと考えております。</p>
加納議長 服部議員	<p>再質問あれば。7番、服部議員。</p> <p>制度的なことなものですから、細かいことになると正直言いまして私のほうも聞いているうちにだんだんわからなくなってしまいうような状態になってしまうのですが、あと例えば今度は特養施設に入ろうと、そういったものを使おうとすれば要介護3以上かな、そうですね。そうすると、今まで入れた人が待機者というか、入れないから、そうすると在宅介護とかというふうになるのでしょうか、実際にはやはり介護の負担というのは家族の人たちとかに大変大きくなります。そういった意味ではストレスとかいろんな問題も出ているのですが、この点をどういうふうにフォローされるかお聞かせいただきたいと思っております。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>特老等については、介護度が3以上ということで移行するということなのでありますけれども、実態として本町の場合でいくと、国の従前から重い方からという、そういう何年か前から指導もありまして、必ずしもゼロというわけではないのですけれども、4、5ということが今多いということと、家庭の事情があれば3ということですから、これは漏れる方の対応ということも考えていかなければならないのですけれども、実態としてはここの部分は余り大きく変わらないのかな、</p>

実態からすれば変わらないのかなというふうに認識をしているところであります。

加納議長 再質問、7番、服部議員。

服部議員 今の続きになるのですが、待機者がふえるというようなことは、やっぱりそういうふうになりますか。待機数がふえるということにはなりますか。

加納議長 町長。

小林町長 今の制度でいけば実態の入所としてはそうですけれども、介護認定を受ければ今は申請できるということだから、逆に3以上ということになれば理論的にいけば少し待機者は減るのかなということで考えているのですけれども。

加納議長 7番、服部議員。

服部議員 それでは、その施設のほうについてお聞きしたいのですが、利用者の立場に立った十分な介護を望むとすれば、働いている職員の方々の労働環境を配慮して、安心して働ける場所にすることがまず最初だと思うのです。職員の数だとか待遇だとかということが言われるのですが、介護職員の処遇の改善についてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 病院の看護師もそうなのですけれども、特老についても介護する人数は一定の基準で基準以上は確保しなければならないという、そういう面では数としても確保しているということとあわせて、もう一つは待遇についてですけれども、保育所もそうなのですけれども、準職員という部分があるわけですが、全体的な財政のことでなかなかこれは全職員を本採用にするというのは難しい状況もあるのでありますけれども、今はそれぞれ準職員についてもいろんな休暇の取得なんかも含めてなのですけれども、正職員に大体近い形で措置をしているのでありますけれども、なかなか一遍に全体を正職員にできないのでありますけれども、処遇についてはそういう中で組合とも協議しながら改善策を進めてきているところで、今後ともそういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

加納議長 7番、服部議員。

服部議員 先ほど言いましたように本当に十分な介護を受けようと思えば、働いている人たちの労働環境というのが極めて大事になってきますので、そこは十分に配慮していただきたいなというふうに思っております。あわせてその介護していただける職員の人たちのスキルアップのために研修制度のようなものは現在行われているのか、考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 これについては、現場の特老施設長のほうからお答えをさせていた

	<p>だきたいと。</p>
加納議長 金森特老 施設長	<p>施設長。 特別養護老人ホーム施設長、金森からお答えいたします。 介護職員の研修等につきましては、十勝の振興局からも指導がありまして、例えば虐待に関する研修だとか、介護実習に関する研修だとか、そういったもろもろの研修には参加するように指導しているところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
加納議長 服部議員	<p>7番、服部議員。 そういった研修制度のほかにも、ほかの施設との交流みたいなものもまたそういったスキルアップには大事ではないかなと思いますので、検討していただきたいなというふうに思います。</p> <p>それで次、介護予防をどう進めるかというのがこれから地域の創意工夫が求められるような状況だと思うのです。そこで、前も申し上げたというか、一般質問で取り上げたのですが、ふれあいいきいきサロン、町内で今13カ所、保健センターでも行っておりますので、25年度の数字ですけれども、これは積み上げた数字なので、あれですけれども、利用者数が3,315人、月に直すと、これは回数とか、それから月数とかで割っていくと一月に270人ほど利用しているというような計算になるのですが、このふれあいいきいきサロンのような役割を果たしているのか、まずそのお考えをお聞かせいただきたいと思います。</p>
加納議長 山中保健 医療福祉 センター長	<p>センター長。 保健医療福祉センター長、山中より今の服部議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>どのような役割を果たしているかということでございますけれども、ふれあいいきいきサロン、社会福祉協議会が中心になって各ボランティアの皆さんを中心にいろいろやっております。その中で、閉じこもりの予防ですとか地域に参加する役割ですとか、利用者も、それから対処してくれる方も含めていろんな意味での役割というのが果たされている現状にあるかなと思いますし、それに向けてまたいろんな運動、先ほど言いましたふまねっとですとか、そういったものも含めてサロン、高齢者の皆さんが集まる場所であったり、活動する場所であったり、そういったもろもろの役割は果たさせていただいているのかなというふうに思っております。</p>
加納議長 服部議員	<p>7番、服部議員。 全町的に網羅されて、これだけ開催されているわけですし、3,000人を超す利用者で、これはボランティアの人、それぞれの地域のボランティアの人たちを頼りにやっているのですが、やはり元気な人たちがこうやって元気に過ごすことができるような場所というのが極めて大事、先ほど言いましたように介護予防の面から見ても大事だという</p>

ふうに考えますので、実際に参加されているというか、ボランティアの人たちもそうですが、やはり継続していくとマンネリになったりとかという問題が出てきます。ボランティアの人たちに負担もかかってくる状況にあります。

そこで、せっかくここまで広がったサロンを維持していくため、そのための継続のための支援をぜひ町のほうから、今社会福祉協議会ではやっていますけれども、社会福祉協議会も限られた職員の中で対応しているわけですから、前もお願いしたのですが、お話ししたのですが、保健師さん、それからこういった企画等のアドバイスができる職員の配置などをやって、財政面からもそうですが、人材の面で、サロンのメニューというか、そういったものもいろいろ検討できるような、そういった支援をぜひしていただいて、このせっかく広がったサロンをできるだけ継続できるような方策をとっていただければなというふうに思っていますけれども、それをお願いをして、お答えをお聞かせいただいて、この質問の最後にします。

加納議長
小林町長

町長。

今服部議員からおっしゃったとおり、例えばふれあいサロンであるとか、今新たに始まる見守りネットワークもそうでありまして、さらにはふまねっと等でも社会福祉協議会、あるいは地域の皆さんのボランティアを含めて大きな努力によって実施しているのでありますけれども、ほかの町村ではなし得ないすばらしい取り組みでありますので、ぜひ社会福祉協議会とあわせて町としても継続できるよう取り組んでいきたいというふうに思うところでありますけれども、特にサロンについては1年に1回サミットというような形でもやっていますから、そういう中で今おっしゃったようにマンネリ化を防止しながら、多くの方に出ていただくよう町としてもいろんな形で支援をしてまいりたいと思います。

加納議長

以上で服部悦朗議員の質問を終了いたします。

質問順位9番、和田鶴三議員、子育て制度について町長に質問を行います。

和田議員

きょうは9人の質問者ということで、一番多いのではないかなというふうにして思います。私一番最後ですので、余り時間をかけずに、早く帰れるようにと思っはいるのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子育て制度についてです。来年度から実施が予定される子ども・子育て支援制度で多くの自治体が発施に向けた条例の改正を行いました。新制度と子育て施策のあり方を見ても、新制度は公的制を崩し、企業参入を促すものです。2012年に提出された新制度法案は、町村の保育実施責任をうたった児童福祉法24条1項、市町村は保護者の労働、または疾病その他政令で定める基準に従い、条例で定める事

項によりその監護すべき乳児、幼児、または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合においては、保護者から申し出があったときにはそれらの児童を保育所において保育しなければならないとの条項が削除されておりました。しかし、保育関係者や保護者からの批判が広がり、児童福祉法第24条1項が復活をいたしました。

現行法と大きく変わるのはどこか、保育士の資格、実施責任者は誰か、施設の広さはどうなるのか、保育士の待遇はどのようになるのか、児童保護者の経済的負担はどのようになるのか。

本町は、児童福祉法第24条の政令で定める基準により保育行政を行っておりますが、少子化社会にあって幼児保護者の経済的負担がこれ以上厳しくなれば住民は安心して子供を産み育てることはできません。自治体が責任を持って今後とも現行法を続けていくべきと考えておりますが、町長の所見を伺いたしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。登壇願います。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

初めに、子ども・子育て支援新制度についてであります。この制度は平成27年4月の本格的実施を目指し、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、平成24年8月に成立した子ども・子育て3法に基づくものであります。

その主なポイントでありますけれども、1点目としてはこれまでの施設、事業者に対する公費補助方式が改められ、乳幼児の教育、保育について介護保険制度と同様の給付制度が導入されることとなります。認定こども園、幼稚園、保育所においては、共通の施設型給付となり、新たに地域型保育給付として小規模保育、家庭的保育などが創設されるものであります。

2点目としては、認定こども園制度の改善により幼保連携型認定こども園の認可、指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけがなされたところであります。

3点目でありますけれども、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実も図られるもので、消費税の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提に、全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質、量の拡大を図るものとされているところであります。

次に、実施責任者、保育士の資格、施設の広さ等についてであります。給付にかかわっては市町村が主体となり、事業実施計画を策定し、給付、事業を実施することになります。保育士の資格については、幼保連携型認定こども園については保育士と幼稚園教諭の両免を有する保育教諭を配置することとなり、小規模保育等の地域型保育施設については、さきに条例を制定しました土幌町家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準において職員、保育面積等を定めております。

なお、幼保連携型認定こども園の職員及び設備に関しましては、北海道が制定する北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則によるものであります。

保育士の処遇等については、処遇改善を実施した場合は内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額である公定価格の加算により対応されることが想定されております。

最後に、保護者が支払う利用者負担についてであります。新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることになっております。利用者負担に関しまして国が定める水準は、公定価格と同様最終的には平成27年度予算編成を経て決定されるものであります。本町におきましては現行水準を上回ることなく設定してまいりたいと考えているところであり、法の趣旨とあわせ地域の特性を十分踏まえつつ対応してまいりたいと存じますので、理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、和田議員への質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。10番、和田議員。

和田議員 今の説明の中で、介護保険と同様の給付制度が導入されるということになるわけですが、今までは給付型ということになっているわけですが、その辺との関係は大きくどういふふうにして変わるのでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 そしたら、担当課長、子ども課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

子ども課長 今度の新しい制度によります介護保険制度と同じような給付体制といたしますのは、保育を必要とする条件と、それから保育を要らない今までの幼稚園型のような制度と3つに分かれておりまして、そこを1号認定、2号認定、3号認定というような形で認定をいたしまして、それに対しまして国が定める公定価格というものが反映されるというような形になります。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 そこで、新制度が導入されることに対して本町としてはどのようなメリットがあるのか、わかる範囲内でよろしいのですが、なるべく具体的をお願いしたいと思います。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども 課長	この制度は、大きく待機児童がたくさんいる都市部において有効と いうか、されるものでありまして、うちのように待機児童のいない保 育所につきましては現状と余り変わらない方式なのですが、今申しま したように最初に1号、2号、3号認定をすることによりましてどの ような子供、例えば幼稚園を必要としているお子さんなのか、それと も未満児で保育を必要としている子なのか、3歳以上でうちのような 認定こども園に入ろうというようなお子さんなのかということがその 申し込みの段階より早い時点で支給認定をすることでわかるというこ とになりまして、そうするとそういうお子さんを行政のほうで利用調 整といいまして各施設に調整して早くに分けることができるというこ とでございます。なので、うちとしての直接のメリットというのは余 りないかなというふうには思うところでございます。
加納議長 和田議員	10番、和田議員。 そういう形で分類されるわけですが、そうするとそれぞれの保育の 単価というか、預ける場合の費用というのはどういうふうに変わりま すか。
加納議長 高橋 子ども 課長	子ども課長。 子ども課長、高橋よりお答えいたします。 基本的には1号認定というのは、先ほど申しましたように今の幼稚 園に匹敵するものでございます。料金につきましては、所得に応じた 階層ごとに区切られるような形になります。2号認定と申しますのは ゼロ、1、2歳児で、3号認定というのが3歳以上の子になるのです けれども、今度から保育を必要とするというような言い方になるので すけれども、そういうようなお子さんに関しましては保育の時間を、 今まで保育というのも一律の時間だったのですが、保育短時間とい うふうな感じで8時間という時間と、それから保育標準時間といって11 時間という時間の2つの時間を設定することになりまして、それによ って料金が今国のほうで試案として出されているのはその2つに応じ た額で利用者からいただくようにというふうになっております。
加納議長 和田議員	10番、和田議員。 ちょっとよくわからない部分もあるわけですが、現行制度を変えな ければ自治体として保育を維持することが難しいと考えているので すが、現実的には来年の4月の1日からそういう形で変わるというよ うなことで、大幅に変わっていくのだろうというふうにして思います。 そこで、現在幼保一元化ということで認定こども園が導入されてい るわけですが、これはもともとは公的保育制度を民間企業が参入し、 置きかえて、そして安上がりの保育を目指すものであって、本町があ えて公設の認定こども園として行ってきたその理由というのはどこに あったのでしょうか。
加納議長	町長。

小林町長 子育て支援対策として、1つは保育所の制度を改変をしていくという中で認定こども園を検討したのですけれども、考え方としては例えば保育所であれば保育に欠けるとか、それから幼稚園であれば午前中で終わりという短時間ということでもありますから、そういう面では必ずしも多様な保育ニーズに応えられていなかったということがあって、できる限り多様なニーズに応えることができるようにということで認定こども園を導入したものでありまして、具体的にいくと例えば短時間型と長時間型に分かれるのですけれども、短時間の方々が延長という形で、例えばお母さん方が3時ぐらいまで用事あるという場合も対応できるという、そういうことを思って認定こども園できたのでありますが、それぞれ本人の多様なニーズを見ながら利用をさせていただいているところであります。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 ということ、どちらかというといとこ取りというような形で、利用者にとって都合のいい、そしてこれを行政が進めるという形には本来なっていなかったわけです。それを本町としては行政が進めるというような形で、そういう点では私も非常に評価をしているところなのですが、この制度はそもそも都会における待機児童の解消というようなことで、これは民主党政権の時代のときにコンクリートから人へというようなこともありまして、そういう中身に置きかえてきたということなのですが、結局その中で小規模施設の保育士の緩和というようなことも含まれているところから、それは一般的な人数の中で19人まではこういう形という形で決まっているわけですが、あとそれ以外の関係については今までどおりのような形に聞こえるわけですが、保育士の資格のない方も結局はその資格の緩和ということで研修だけを受ければ保育に当たることができるということになっているのであって、そういう点では本町はどちらかというといと今俗に言われます少子化ということの中からすれば余りなじみがないのではないのかなという気がするわけです。そういうことで、もしあるとすればへき地保育所の例えば下居辺の状況が今そういう形で該当していないというようなことで、そういうところが該当してくるのかなという気がするわけですが、その資格の問題についてはどういうふうにして変わってくるのでしょうか。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

子ども課長 町長の答弁のほうにも書いてあるのですけれども、さきの9月の議会で条例を制定させていただきました家庭的保育に関するところその保育士等の資格についても記載はしてあるのですけれども、研修を受けて、町長が認めた場合という保育士の資格にはなっております。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員	<p>それで、長時間の保育になるのか、ならないのかちょっとわかりませんが、そういう方というのは一般の保育士とは違ひまして、当然単価や何かについても安くなるのではないかなという気がするわけです。それで、余りにも安いと人が来ないというような形で今でも、本町は違ひますが、俗に全体的な形ですと非常に保育士の待遇がどんどん落ちてきているというようなことで、保育士のなり手がなっているのですが、やめていく方がふえてきているというようなことがあるわけです。そういうことで、そういう人が経済的な形でやっぱりきちっと成り立つようにするためには最低でも町が採用して、準職員並みの形で持っていくべきが本当でないかなというふうにして思うのですが、その辺の関係についてはどのように考えておられますか。</p>
加納議長	町長。
小林町長	<p>保育士というのですか、職員については、今の認定こども園、あるいはへき地保育所という制度の中でも要支援児対策としても加配もしているわけでありましてけれども、今申し上げました家庭的保育においては町の研修で入れるということなのでありますけれども、それぞれ内容が示されているのでありますけれども、職員の待遇以前に地域の実態となかなか合わないということがあって、今の小さい例えばへき地保育所で5人少ないというやつの中でもうまく地域で運営できていけるのかどうかという、そういう課題もあるので、特にへき地保育所については今後地域の皆さんと十分実態の中でどういうふうにやれるのかということを考えていかなければならないというふうには思っているところであります。</p>
加納議長	10番、和田議員。
和田議員	<p>これで最後にしたいと思いますが、それで入所の判定の関係なのですが、当然今度は新しい制度になりますと、先ほど前段でもって出ておりましたように介護保険制度に準じたような形でもってなるということになれば、どうしてもその基準というのが出てくるわけです。その基準というのは、それぞれの収入というか、収入もあるのかな、時間的な形で何時間その方が働いているのかなというようなことで判定されるのかなという、どちらなのかはわかりませんが、この間の議員協議会の中でもって出ておりました最高48時間以上64時間と言っていましたか、こういう形に該当しなければ結局は今まで入っていた人と同じような形で保育がされないということになるのでないかなというふうにして思うのですが、その件についてはどうでしょうか。</p>
加納議長	子ども課長。
高橋	子ども課長、高橋のほうからお答えさせていただきます。
子ども	<p>さきの全員協議会の中で、あす提案させていただきます条例の中身であります、今回保育に欠けるという言葉から保育を必要とするというような条件になりまして、その事由につきましては新しい子ども</p>

・子育て支援法の規則の中で国のほうで事由をいろいろたっておりまして、その理由に該当する、例えば両親が働いていらっしゃるのですとか、それから今回追加されたものの中には求職活動中であるとか、育児休業をとっていらしてもお兄ちゃんやお姉ちゃんが保育所に来ていればそれを預けることができますよとかということの中に働く時間を町村で定めなさいという項目がありまして、そこの中に48時間から64時間の間で最低ライン1カ月ですけれども、そこを定めなさいということで、うちのほうは48時間というふうにさせていただいておりますが、ここに今言いました理由に合致することと、それから時間につきましては48時間ですと1日にすると2時間半ぐらいのパート的な仕事でも保育のほうを受けることができるというふうになっておりますので、現状と変わらないというふうには考えているところでございます。

加納議長

以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回はあす16日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時37分)